

第 71 回 河川レンジャー制度運営委員会

日 時：令和 6 年 3 月 6 日（水）14:00～16:00
場 所：ウォーターステーション琵琶 1 階会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 報告

- (1) 前回委員会の振り返り (資料-1)
- (2) 河川レンジャー活動支援室からの報告 (資料-2)
- (3) 河川レンジャー年間活動報告 (資料-3)

3. 審議事項

- (1) 河川レンジャーの辞任について (資料-4)
- (2) 2024 年度 河川レンジャー年間活動計画（案）【暫定版】 (資料-5)
- (3) 規約・活動要領の見直しについて (資料-6)

4. その他

- (1) 傍聴者からのご意見

5. 閉会

【配付資料】

- 資料-1 第 71 回河川レンジャー制度運営委員会 議事要旨
- 資料-2 河川レンジャー活動支援室からの報告
- 資料-3 2023 年度 河川レンジャー年間活動報告書
- 資料-4 河川レンジャーの辞任について
- 資料-5 2024 年度 河川レンジャー年間活動計画書【暫定版】
- 資料-6 河川レンジャー制度運営委員会規約および河川レンジャー活動要領の改正（案）
- 参考資料-1 河川レンジャーレポート vol.51
- 参考資料-2 河川レンジャー活動の理念・あるべき姿
- 参考資料-3 河川レンジャー制度運営委員会規約
- 参考資料-4 琵琶湖河川レンジャー活動要領
- 参考資料-5 琵琶湖河川レンジャートライアル基本ルール

第 70 回 河川レンジャー制度運営委員会 議事要旨

開催日：令和 5 年 11 月 14 日 (火) 15:00~17:15

実施場所：オンライン+対面 (ウォーターステーション琵琶 1 階会議室)

出席者：制度運営委員会委員：中谷、北井、平山、沼田、若公

琵琶湖河川レンジャー：根木山、水上、西島、野村、(欠席：福西)

事務局：琵琶湖河川事務所；田中、松田、安田

流域連携支援室；中西、松岡、井上、寺井、深澤、小野

(敬称略)

1. 議事

- 報告 (1) 前回委員会の振り返り
- (2) 河川レンジャー活動支援室からの報告
- (3) 河川レンジャー中間活動報告
- 審議 (1) 河川レンジャーの辞任について
- (2) 規約・活動要領の見直しについて

2. 結果 [凡例：○ 委員、□ 河川レンジャー、△ 事務局]

■報告

(1) 前回委員会の振り返り

事務局より「第 69 回委員会の開催結果」の報告を行った。

(2) 河川レンジャー活動支援室からの報告

事務局より「第 69 回委員会以降の河川レンジャー活動支援室の主な取組状況」の報告を行った。報告に対する委員の意見・助言は以下のとおり。

[河川レンジャーが住民と行政をつなぐことについて]

○河川事務所も河川レンジャー活動支援室や河川レンジャーと連携して、河川レンジャーの活動情報を行政の一環として地域に発信していくことで、認知度向上などにも繋がっていくのではないかと。

[河川レンジャートライアルについて]

○河川レンジャートライアルの期限は。また登録者の中で河川レンジャーへ応募し得る人数は。⇒△期限は 2 年。登録後、半年ごとに継続の意思を確認することになっている。応募し得る人数は 3 名である。

⇒○就職されても河川レンジャーとして活動はできるが、実情として厳しいのではないかとと思う。河川レンジャートライアルの期限および河川レンジャーの任期とも 2 年と言うことであれば、意欲があればできるだけ早い段階で河川レンジャーへ応募いただいても良いのではないかとと思う。

⇒○学生のみならず、地域や既に瀬田川を利用されている方なども含めて広く河川レンジャートライアルを呼びかけていった方が良いのではと思う。

【河川レンジャー勉強会について】

○第1回の勉強会は新しい（任命期間が比較的浅い）河川レンジャーを対象とした内容であったが、次回はどのような内容を考えているのか。

⇒△次回は、ベテラン（任命期間が長い）の河川レンジャーを対象として、本人達へも希望を伺っている。地域に入っていくときの方法や河川レンジャーのみならずNPO活動等、幅広く地域に貢献する活動を行っていく際のノウハウを学びたいと希望されており、調整中である。

⇒○そのような内容であれば、今年度のもう少し早い時期の開催は考えられなかったのか。

⇒△これからの開催となれば、次年度を見据えた企画となるが、他の企画などとのバランスを考慮してのことである。

（3）河川レンジャー中間活動報告

河川レンジャーより中間活動報告がなされた。各河川レンジャーの中間活動報告に対する委員の意見・助言は以下のとおり。

【根木山河川レンジャーの中間活動報告について】

○参加者からの声に「活動中子どもを見守ってもらえて安心した」とあったが、活動中の安全管理は基本的にスタッフと根木山河川レンジャーなのか。

⇒□その声は、こども園での園児対象の活動で一義的にこども園の教職員が安全管理をされていたときのものである。住民グループでの活動とは違うケースである。住民グループの活動では、安全管理を皆でできるように意識して取り組んでいる。

⇒○根木山河川レンジャーには、支援メインではなく、コーディネートを期待し、地域の方の中で見守りと川遊びが成り立っていればとの思いから伺った。

○冒頭報告にあった、活動報告書が出ていなかったことについて、期間中に事務局は活動状況を把握できたり連絡はされていたのか確認したい。

⇒□支援がないと活動がままならない。活動報告書が出せなかった状態でも支援要請など連絡はしている。

○幼木伐採の活動について、伐採した後、薪など何か有効活用されているのか。

⇒□伐採後、1年程度保管し、翌年の冬季の活動時に暖を取るための薪材に活用している。

○川遊び活動の報告にあった、地域住民からの「ここ、遊んで良いのですか？」との声について、共感するところというか、自身も河川を泳いでみたが同じ質問を受けたことがあり、河川管理者ながら不安になった経験がある。活動を通じて、このような質問が徐々にでないような、誰かが遊んでいると混じりたくなるようなきっかけづくりをいただいているのは非常にありがたい。

○野洲川上流部への今後の活動展開について、イメージしているところがあれば教えていただきたい。

⇒□河川事務所との意見交換会の際、ビワマスの遡上モニタリングの情報をいただき、「産卵床の耕しなどの環境保全整備が住民参加で一緒に行うことができればうれしい」との声があった。展開していく中でそのような住民との繋がりが出てくれば、取り組めていけるのかなと思う。

【水上河川レンジャーの中間活動報告について】

- 報告の中でいつも活動に参加いただいている企業：レイマック(株)にボランティア委員会という組織名が新たにでてきたが、組織されるような働きかけを上半期に行われたのか。
⇒□そうではない。レイマック(株)は20年ほど前から河川清掃をされていると聞いた。近年では地域へのCSR活動として取り組まれており、時期は不明だがその中でボランティア委員会を組織されたと思われる。
- 滋賀県も草刈りなど、できるだけ企業の参加を得られるように進めているがうまくいかないことがある。企業に参加いただけるために工夫や努力されていること等、参考になることがあれば教えてほしい。
⇒□参加を求めて電話した際「すでに別の取り組みを実施している」と断られたこともある。企業の参加は難しいが、訪問して顔と顔を合わせて詳しく説明する。ただ企業側のメリットがないと参加に結びつかないことがあるため工夫が必要である。
- 企業の参加について、企業と地域住民との接点を大きくしていくような「住民の皆さんが積極的に参加しているのだから、企業が消極的ではいけない」という気運が生まれていかないかなと思う。
⇒□レイマック(株)のような野洲川河川清掃だけでなく、小学生の会社見学などいろいろな社会貢献をされている企業になら当てはまるかもしれない。防災かまどづくりの活動では、かまどの材料や食材を用意して一緒になってやるということで地域と企業が溶け込んだ形となった。尚且つ、「防災」という観点においては地域と一緒に取り組むことが大事であり、「みんなてやってください」と呼びかけた。

【西島河川レンジャーの中間活動報告について】

- 活動でのアンケートがなかなか集まらないということだが、アンケートにこだわる理由は何かあるのか。
⇒□実際に記入いただくことで対象者の瀬田川への思いが出てくるのではとの考えがあり、記入形式のアンケートを実施している。
- ⇒○その趣旨であればヒアリングの方が良いと思う。河川レンジャーとしてコミュニケーションの中で情報を得ていく関係づくりも大事である。自身の経験上、結果を統計解析に持ち込まないのであれば、深い情報を得ようと思えばヒアリングが適切ではないかと思う。
- 「瀬田川に行ってみよう」イベント開催の模索について、コネクションづくりの一環で出展したイベントは、釣り人の方や関係者が多かったということだが、福西河川レンジャーとの情報共有されているのか、また活動内容の重なりがあるのか。
⇒□福西河川レンジャーとは適宜情報共有はさせていただいているが、活動内容の重なりは全くないと思っている。
- ⇒○福西河川レンジャーも瀬田川で活動されヒアリングも実施されている。今まで取った声の引き継ぎや共有をした上で活動する方が内容は豊かになると思う。
- 瀬田川は非常に利用者が多い河川であるが、ここからさらに何を指すのかというところは河川事務所、また自身もまだイメージが湧いていないところがあり、利用者からいろいろな声を聴いていただいているのはありがたい。

- マルシェやイベントをやるのがゴールみたいになると、「何のためのイベントだったかな」となるので、イメージがあれば聞かせていただきたい。
- ⇒□瀬田川は、琵琶湖湖岸と比べてごみが少ない。そのきれいな状態を維持していくことが大切と思っている。利用者や瀬田川に関わる様々な方の意見を伺いながら状態を維持していくことが一番の目的だと思っている。
- ⇒○そのために、どのようなことをより進めていけばよいのかということは、引き続き河川事務所とも意見交換をしていただきたいと思う。

- 報告資料の工程計画にある「実施予定」とはイベント開催の予定か。
- ⇒□来年3月に瀬田川の唐橋エリアで第2回目の清掃活動を予定している。
- ⇒○是非参加させていただきたいと思う。

【野村河川レンジャーの中間活動報告について】

- 今年度春に大津市内の小学校へ活動「瀬田川たんけんたい」の活動案内の配布を依頼したが、大津市の後援を得ていなかったため、断られた。次年度も本活動を継続していきたいと考えており、5月には大津市へ申請する必要がある。次年度の活動計画を早期にご承認いただけると大変ありがたい。
- ⇒○タイミング的に4月早々に委員会の開催を設定しにくいところがある。しかし、自治体等への後援等、年度当初動いていきたいこととズレが生じていることは課題である。事務局に開催日程の調整を急いで実施いただく必要がある。年度末に向けて、市の後援申請の担当課と調整するなど、事前情報が大事だと思う。

- 報告の中で課題に挙げていた、スタッフ募集について、現在の運営体制は野村レンジャー1人なのか。企画に参画する方がいらっしゃるのか。
- ⇒□活動支援室には細かな示唆や活動当日のサポートをいただいている。河川事務所にも手厚いサポートをいただいている。いろいろな地域団体の皆様にもお世話になっている。そうではあるが、やはり自身と志を同じくする仲間をつくっていきたい。
- ⇒○河川レンジャーは任期があり、コーディネーションという立場でもある。ベテランの方は本人がいなくなっても続いていく活動ということを意識されている。そういった部分に仲間づくりが大事になってくるのだろうと思う。

- 今年度からの活動なのですぐに持続可能性の話は難しいと思う。何年か継続していただきながらということであると理解している。そういった意味では大学生は学んで羽ばたいて行かれるので地域の方が良いのかなど、活動いただきながら一緒に考えていければと思う。

- 大津市への後援申請等について、現在関係を持たれているのか。
- ⇒□何度か電話連絡をさせていただいている。申請方法等について教えていただいている。
- ⇒○申請のアプローチについて、今「こういうことをやりました」と今年度の一連の活動内容をまとめて資料説明すると断られることはないように思う。河川事務所が横一線に表に出ると趣旨が違ったりすることもある。アプローチの仕方は、担当者で相談いただければと思う。

■ 審議

(1) 河川レンジャーの辞任について

福西河川レンジャーにより提出された辞任届について、審議の結果、解任が議決された。

(2) 規約・活動要領の見直しについて

年齢制限の見直しは保留として、現状を維持し、次回改めて審議することとなった。

[審議に対する委員の意見]

○河川レンジャー任命の年齢制限の明記について、成年以上でなければ謝金などを支払えないということなのか。

⇒△謝金自体について成年か未成年という部分で制限はない。これまで募集広報において「満20歳」と記載していた考え方としては、未成年ではなく成年を対象にしているとの事務局の理解である。成年に加えて未成年を含むことについては余地がある。

○淀川管内や他管内の河川レンジャー制度では年齢制限を設けているのか。

⇒△未成年に対しても河川レンジャーを任せている事務所もあると思う。改めて確認をして報告させていただく。

⇒○例えば、意志を持った未成年が応募を希望した場合「制度上応募できない」となるのは残念である。特段の理由がないのであれば制限しない方向が良い。

○未成年でも多才でいろいろな発信をされている方も多し。河川事務所として可能性を摘み取りたいとは思っていない。一方で河川レンジャーは自らがプレーヤーではなく一歩引いてつなげていく役割としたときに、応募いただく方にはそういうことを理解した上で応募いただく必要がある。

○河川レンジャーは1人で活動することも多く、安全面も踏まえて成年の想定があったのかもしれない。もう一つ、この議論で活動要領を改正するのであれば、河川レンジャートライアルの方も拡大して間口を広くしておくという想定で連動して変えた方が良い。

○事務局の確認事項の報告を含め、次回以降に継続審議としたい。

以上

河川レンジャー活動支援室からの報告

第 70 回河川レンジャー制度運営委員会以降において、河川レンジャー活動支援室（以下、支援室）の主な取組状況を報告します。

1. 令和 5 年度の支援室の主なスケジュール

令和 5 年度の河川レンジャー制度運営委員会等の主なスケジュールを表 1 に示します。

表 1 2023 年度 河川レンジャー関連年間計画

時期	制度運営委員会等	河川レンジャーミーティングおよび 河川レンジャー研修	その他支援室の主な動き (Rレポート発行、各種イベント開催)	
令和 5 年 度	4月	河川レンジャーミーティング 4/12, 14, 19, 21		
	5月	河川レンジャーミーティング 5/16, 17		
	6月	第69回 制度運営委員会(6/14) 琵琶湖河川R・琵琶湖河川事務所 意見交換会(6/21)	河川レンジャーミーティング 6/1, 3, 5, 7	
	7月		河川レンジャー研修 7/10	
	8月			琵琶湖河川レンジャーレポート50号 発行
	9月		河川レンジャーミーティング 9/11, 13, 20	
	10月		河川レンジャーミーティング 10/23, 25	
	11月	第70回 制度運営委員会(11/14)		
	12月		河川レンジャーミーティング 12/11	
	1月			琵琶湖河川レンジャーレポート51号 発行
	2月	琵琶湖河川R・琵琶湖河川事務所 意見交換会(2/21)	河川レンジャー研修 2/21 河川レンジャーミーティング 2/22	
	3月	第71回 制度運営委員会(3/6)	河川レンジャーミーティング	琵琶湖河川レンジャーレポート52号 発行

2. 河川レンジャーの募集状況

- 河川レンジャーの募集は、今年度も引き続き、WS 琵琶のホームページ・チラシ配架等で行っています。
- 令和6年3月6日時点で河川レンジャーへの応募はありません。

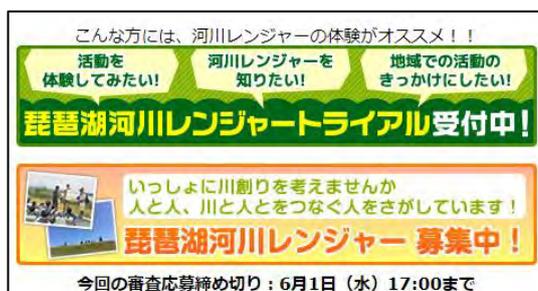


図1 WS 琵琶ホームページでの募集案内

3. 河川レンジャートライアルの募集状況と在籍者

- 河川レンジャートライアルの募集は、今年度も引き続き、WS 琵琶のホームページ・チラシ配架等で行っています。
- 河川レンジャートライアルの登録を更新するか、在籍者5名に意向確認を行い、5名とも更新を行わない意向であることを確認しました。
- 今年度は、6/17 野洲川河川清掃に1名参加。

表2 河川レンジャートライアルの登録状況 (R6.3.6現在)

区分	性別	登録日	備考
大学生	男性	R4.4.26	現在4回生 登録更新を行わない ※登録日時点は3回生
	男性	R4.8.24	現在3回生 登録更新を行わない ※R4登録日時点は2回生
	男性	R4.8.24	現在3回生 登録更新を行わない ※R4登録日時点は2回生
	男性	R4.10.12	現在3回生 登録更新を行わない ※R4登録日時点は2回生
	女性	R4.10.20	現在4回生 登録更新を行わない ※R4登録日時点は3回生

4. その他：河川レンジャーへの主な支援

- 根木山R：活動支援（現地）・資機材の貸し出し支援・河川事務所との調整支援
- 水上R：活動支援（現地）・資機材の貸し出し支援・河川事務所との調整支援
- 西島R：活動に関する調整支援
- 野村R：活動支援（現地）・資機材の貸し出し支援・河川事務所との調整支援
- その他：年間活動計画作成、月間活動報告に伴うアドバイス等について
河川レンジャートライアルのレンジャー活動への参加調整（活動紹介・打診）

5. 河川レンジャー勉強会の開催報告

【開催結果】第2回 琵琶湖河川レンジャー勉強会

- (1) 目的 野洲川におけるかわまちづくりや MIZBE ステーションの計画などについて学ぶとともに、行政関係者との意見交換を通じて、今後の河川レンジャー活動における取り組みや活動計画の検討などに活かすことを目的に開催した。
- (2) 内容 野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくりの計画概要と今後の動き
- (3) 日時 2月21日 13:30~15:00
- (4) 場所 野洲川現地（北流側帯）
- (5) 参加者 ○河川レンジャー：根木山レンジャー、水上レンジャー、野村レンジャー
○琵琶湖河川事務所：北川事業対策官
流域治水課 小高課長
野洲川出張所 山村所長、北門係長
管理課 松田保全対策官、安田係長
○野洲市： 都市建設部 中塚次長
河川防災ステーション推進室 阪本主査
○河川レンジャー事務局：中西、松岡、井上、小野
- (6) 開催結果

1) 現地視察および概要説明

野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくりの計画概要の説明を受けた。



2) 意見交換・まとめ

野洲川出張所へ移動。会議室にて意見交換を行った。

① 意見交換 □野洲市 ■河川レンジャー ○琵琶湖河川事務所

■近隣の小学校等から子ども達の野洲川の利用についてニーズはあるか。

⇒□利用のメニューを組めば、提案してニーズを把握することはできる。

⇒□「野洲川北流跡自然の森」（北流側帯辺り）で活動している住民団体も“森と川”を一体とした利用を提唱されている。

■MIZBE ステーションかわまちづくりの河川レンジャーとしての関わり方について、ワー

クシヨップを開催し、コーディネーターとして参画して住民の声を集めるのはどうか。

⇒□ハード整備に関しては、住民の声を反映していくことは限られてくるが、ソフト面に関しては様々なことが考えられるので、ありがたいと思う。

⇒□近日に住民説明会を開催する予定となっており、アンケートも予定している。

⇒□いかに子ども達が親水や歴史等の観点で野洲川にふれあうかが視点と考えている。

■MIZBE ステーションかわまちづくり完成後の利用者のイメージは。

⇒□野洲市民のみならず、県内外問わず、広く利用いただけたら良い。

② 今後について

- ・今後の、本かわまちづくりの相談窓口は出席のお二人でよい。
- ・琵琶湖河川事務所も共有を図りながら、適宜連絡調整を進めていく。
- ・今後も意見交換できる場を設定させていただく。

③ その他情報提供 □野洲市 ■河川レンジャー ○琵琶湖河川事務

琵琶湖河川事務所より、野洲川の利用について「野洲川におけるチュービングの可能性」の情報提供があった。(大きな浮き輪(チューブ)に乗って川を流れるアクティビティ)

○本かわまちづくり完成後の野洲川水面利用についてイメージはあるか

⇒□メニューの一つとしてあっても良いかと思う。

⇒■野洲川上流域への活動展開として、近日に栗東市域(左岸)で清掃活動を試みる。野洲市域においては、このチュービングを河川レンジャーとして試験的に実施してみるのも良い。守山市域では、イカダ下りの実績もある。

6. 琵琶湖河川レンジャー・琵琶湖河川事務所 意見交換会の開催報告

第2回 琵琶湖河川レンジャー・琵琶湖河川事務所 意見交換会 議事要旨

日 時：令和6年2月21日（水）15:15～15:55

場 所：野洲川出張所 会議室

出席者：琵琶湖河川レンジャー：根木山、水上、野村

琵琶湖河川事務所：北川事業対策官、小高課長（流域治水課）、山村所長（野洲川出張所）
松田保全対策官、安田係長（管理課）

業務受託者：中西、松岡、井上、小野

1. 議事

1. 開会

(1) 本日の意見交換について

2. 意見交換

(1) 野洲川出張所と地元との繋がりや情報、関わっていく上でのコツ、要望等
(2) 樹林化対策について今後の展望について
(企業の幼木伐採の連携、伐木、幼木踏み倒しの考え方)

3. 閉会

2. 結果 凡例：■河川レンジャー ○琵琶湖河川事務所 △業務受託者



(1) 情報提供・共有

・野洲川出張所における野洲川の管理業務等について共有した。

○堤防除草（年間2回）

⇒実施時期は、1回目は4月末から7月末頃まで。2回目は9月中旬から12月。
⇒実施の告知は、各市の国県事業対策課を通じて地元自治会へ行っている。

○河道掘削工事

⇒滯筋が高水敷付近に近寄らないように水路の中央を流れるよう浸食対策。現在は川田大橋付近で約5,000 m³の掘削を実施中。

○堤防強化工事

⇒堤防裏の法尻にドレーン工を実施中。

○橋梁工事

⇒国道8号線右岸上流付近に流入している大山川の直轄区間において橋梁工事を実施中。
完成後は、直轄区間において途切れることなく堤防沿いの緊急車両通行が可能となる。

○水制工

⇒野洲川左岸（栗東市域）で滞筋がこれ以上左岸側へ近づかないように水制工を施工中。
令和2年度より開始している。

○樹林化対策

⇒低水路の樹林化対策を5カ年計画で進めている。
⇒上流域は完了し、今後下流域で進めていく。
⇒施工方法は、試験的にブルドーザーによる「踏み倒し」を行っている。

(2) 意見交換

① 野洲川出張所と地元との繋がりや情報、関わっていく上でのコツ、要望等

○河川レンジャーが今後展開を模索している上流域の北流側帯辺りでは、「野洲川北流跡自然の森」で活動している住民団体があり、活動結果をメールで情報共有いただいている。
⇒○相手方の承諾が得られれば、河川レンジャーへも共有することで今後の活動展開の参考になるのではないかと。
⇒○先方へ照会する。

○落差工から上流に関しては、各自治体の占用公園となっており、その利用者となっている。

○栗東市の葉山小学校で出前授業を実施したことがある。この学校は防災教育に熱心であり、川的作用や野洲川氾濫時の避難訓練を実施した。その他野洲川の利用について相談を受けたことがある。
⇒■現在展開を計画中の場所が葉山小学校区に面する左岸側である。参考にさせていただく。
⇒○当時の活動報告があるので別途共有する。

○河道掘削を施工中の川田大橋上流部で植物の「カワラハハコ」「カワラヨモギ」（滋賀県レッドデータブック）の群落が見つかった。工事発注の特記仕様書にも記載していたが、調整を行い、環境保全の観点から群落を移設した。
次年度の施工予定地にも群落があり、移設を行う予定。その移設を例えば地元の子供達と行うなどして関わっていくきっかけになるのではないかと。
⇒○工事予定地と言うこともあり、現地までの導線の安全確保が必要になるが、調整すれば十分可能である。
⇒△実施時期としては、花を付けている間は、栄養が花にいき、根が比較的に弱いため避けた方が良いと思われる。
⇒■実施に向けて検討していきたい。

② 樹林化対策 今後の展望について（企業の幼木伐採の連携、伐木、幼木踏み倒しの考え方）

■樹林化対策の「踏み倒し」について、この施工法は以前から実施されてきたのか。
⇒○野洲川では令和元年度から実施している。他河川では、大和川、紀ノ川でも実施している。
⇒■自身のイメージだが、ヤナギは踏み倒すと倒れたところから穂が出てより土壤に根付いていかないか。
⇒○この施工法は、実証実験の意味合いも含めて取り組んでいる。
⇒■ヤナギは環境攪乱が起こったときに強く根付いていく。そのため逆効果にならないか気になった。
⇒○今後経過を観察しながら検証していきたい。

■これまで河川事務所の課題の一つと聞き、樹林化対策の一つである幼木伐採を活動の要素に取り入れてきた。今回、河川管理者として予算化して対策されている現状を伺い、今後のレンジャー活動は別の展開へシフトしていった方が良いと思った。
⇒○今後の対策のスケジュールを見据えて、情報共有を図りながらより良い活動を模索して進めていただければと思う。

③ その他

- 先日、淀川管内河川レンジャーの主催で河川レンジャー交流会に参加してきた。その際、流域治水が主なテーマであった。事前に映像資料も拝見した。琵琶湖河川事務所として、流域治水に関する理解や情報が流域住民へどのように浸透させていきたいかなどのイメージはあるか。
- ⇒○滋賀県管轄の河川になるが、地元住民からの要望で説明に伺った。その他、野洲市域で「マイ・タイムライン講座」を開催した。沿川各市域等でも、講座等が開催して行ければと考えている。
- ⇒■この講座は、琵琶湖河川事務所が主導して野洲市と連携しながら開催したのか。
- ⇒○そうである。「マイ・タイムライン講座」は受講者がマイ・タイムラインを作成する。作成にはキットがあり、その指導講師が必要。講師に防災士や市役所職員、琵琶湖河川事務所職員が担当した。
- ⇒○河川レンジャーの皆さんにも講座を開催していただいても良いかと思う。開催となれば、河川事務所も連携する。
- ⇒■河川レンジャー年間活動計画に位置付けて開催していくのではなく、地域に入っていく過程の中でニーズがあり、開催していくイメージになるかと思う。
- ⇒○その形で良いかと思う。偶発的にニーズがあった際、共有いただければ速やかに調整して開催していけば良い。

以上

7. 河川レンジャー交流会への参加

日時：1月30日（火）15：00～17：00

開催場所：大阪合同庁舎第1号館 第1別館 202会議室

参加者：各河川の河川レンジャーおよび担当職員等

主催：淀川河川事務所・淀川管内河川レンジャー事務局

開催内容：「流域治水」等をテーマとした活動のアイデア出し、意見交換など
琵琶湖河川レンジャーからは、根木山レンジャー、野村レンジャーが参加されました。



8. 琵琶湖河川レンジャーレポート vol.51 発行

*別途、参考資料-1として配布しています。

琵琶湖河川レンジャー レポート



河川事務所より瀬田川洗堰と水管理の説明をしていただきました



開演の挨拶をする野村河川レンジャー



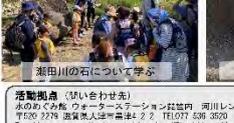
レポートをみんなで準備



瀬田川に出航！



大石コミュニティセンターで学習



瀬田川の石について学ぶ



瀬田川がつくった石の造形画

川を守り育てる意識と行動を引き出す。

【瀬田川たんけんたい】開講
野村河川レンジャーが、地域の瀬田川を学ぶ活動を始めました。川を知らず、川を愛する瀬田川たんけんたいを名付けた年報でした。講座を企画して、小学生とその保護者10組程度を誘い、瀬田川や琵琶湖の水の管理、瀬田川の石、瀬田川の遊歩、野島などを現地体験しながら共に学んでいく活動です。

【野村河川レンジャーより】
「野村河川レンジャー」は7月29日に瀬田川の洗堰や水の管理のことを河川事務所が案内しました。また、瀬田川たんけんたいの石や、琵琶湖の下の流した。今年度は5回の活動を予定しています。この活動を通して瀬田川を愛する子どもたちが育つことを期待しています。

河川レンジャー
橋 新 友 伸 幸
2024年 月 発行
VOL. 51

野村河川レンジャー

活動報告（問い合わせ先）
水のめくみ船のキーターステーション 河川レンジャー活動支援室
〒520-2778 滋賀県大津市東山4-2-2 TEL:077-536-3520 FAX:077-536-3530
E-mail: manager@water-station.jp URL: https://www.water-station.jp/ranger
FB: https://www.facebook.com/2.wakobong

フェイスブックで活動を広報しています！
琵琶湖河川レンジャーFacebookページ
https://www.facebook.com/BwakoRanger/



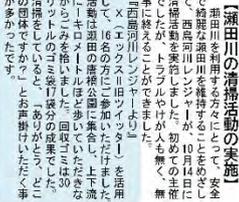
瀬田川を清掃する方々にとって、安全で綺麗な瀬田川を維持することを目指して、西高河川レンジャーが、10月14日に清掃活動を行いました。初めての主催で参加者が多く、清掃活動も無事に行われました。



唐橋公園での取集ゴミの整理



参加者との記念撮影



瀬田川左岸のごみ清掃活動

「また来なくなる瀬田川」の環境づくりのお手伝い

【瀬田川の清掃活動の実施】
瀬田川を清掃する方々にとって、安全で綺麗な瀬田川を維持することを目指して、西高河川レンジャーが、10月14日に清掃活動を行いました。初めての主催で参加者が多く、清掃活動も無事に行われました。

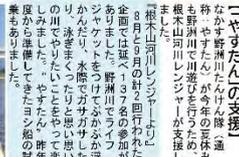
【野村河川レンジャーより】
X エックス旧ソウツキーを活用して、16名の方に参加いただきました。活動は瀬田川の唐橋公園に集合し、上下流から1キロメートルほど歩いて、上下流のリットルのゴミ袋17袋分の取集をした。清掃している、「ありがとどう、どこかの手伝いをお願いします」とお声掛けいただく事が多かったです。



野洲川の川遊び



野洲川「川あそび」の支援活動



ヨシ船を漕いでみた

広い河原と遠慮の水辺は恰好の遊び場です。

【「やすたん」の支援】
なかと野洲川たんけん隊「遊」もやすたんが今年度の支援活動として、野洲川で遊「川あそび」が企画されました。河川レンジャーが支援しました。

【根木山河川レンジャーより】
8月と9月の計2回行われた企画では延べ137名の参加がありました。野洲川でライフジャケットを着たり、水筒で水分を補ったり、泳ぎまわったりと楽しい川遊びができました。やすたん、昨年度から準備してきたヨシ船の試乗も楽しみました。

野洲川「川あそび」の支援活動

根木山河川レンジャー

琵琶湖河川レンジャー&レンジャートライアル募集中！

QRコードからアクセスしてみてください



以上

2023 年度 河川レンジャー年間活動報告書

◆目次

根木山 河川レンジャー年間活動報告	1
水上 河川レンジャー年間活動報告	7
野村 河川レンジャー年間活動報告	15

テーマ： 野洲川の川守りをつなぐ

■年間活動報告書

氏名： 根木山 恒平

作成日： 2024年 2月26日

	年間活動計画	活動結果
背景と昨年度の課題	<p>私は、過去10年間にわたり、主に野洲川下流部（守山市中洲地区）を中心に、地域に入り、住民の声を聴取しながら、住民の野洲川の利用促進と、維持管理作業への住民の協力を進められているように、川と人、住民と行政とのつなぎ役として活動してきました。下流部では、かわまちづくり支援制度にもとづき、守山市と国交省による水辺整備が行われ、住民による利用がすこしずつ進んでいます。今年度、親水公園のトイレが守山市により新たに整備されたことから、今後は、さらなる利用促進に向け、住民の声を聴取しながら、地元自治会などとも連携し、行政とのつなぎ役を果たしながら活動していく必要があると考えます。</p> <p>他方で、今年度からすこしずつ準備を進めてきた上流部（栗東市・野洲市・守山市）で、新たな「川守つなぎ」の活動も、本格的に進めていこうと考えています。川に近づきにくいと思っていましたが、現地踏査の結果、一部、低水路護岸が階段状になっていて、水辺に近づける場所も確認しており、そうした場所で、住民が川遊びや、調査活動、自然再生活動などに参加できる場づくりから活動をはじめていけそうだ、と感じています。また、新しい河川レンジャーが出てきた場合には、必要に応じて、サポートできるようにしたいと考えています。</p>	
実施目的	<p>（ビジョン） 野洲川の下流部から上流部（直轄区間）にかけて、住民が野洲川を利用する機会を増やし、また、ごみ拾いや幼木伐採、除草作業などの維持管理作業に住民が協力している状況を目指します。野洲川の自然環境が、住民の生活の質を高める地域資源として前向きにとらえられ、野洲川の維持管理に率先して参加する住民が増えることを目指します。</p> <p>（ミッション） 川と人、住民と行政のつなぎ役として、野洲川で活動しようとする住民、および住民団体（自治会や住民グループ）、さらに、守山市、野洲市、栗東市などの地方自治体、および、野洲川の河川管理者との結節点となれるように活動します。それぞれの立場を理解することに努め、全体として、河川での住民活動や河川管理行為がうまく進むように取り組みます。</p>	
今年度の成果目標と達成度	<p>※活動計画で掲げた成果目標に対してこれまでの達成度をA～F（Aが達成度最大、Fが達成度最低）の6段階で自己評価して下さい。また、そのように評価した理由や根拠があれば書いてください。</p> <p>1. 野洲川下流部（守山市中洲地区）</p> <p>「かわまちづくり」の考え方に照らし、地域住民がもとめる地域活性化について意見を聴取・把握しながら、河川管理者や、河川占有者とも情報交換をはかり、それぞれの立場から提供されるリソースをうまくつなぎあわせ、野洲川での住民活動や、維持管理作業への住民参加が進むように努めます。また、野洲川に関わる住民や住民団体、教育機関、地元自治体、河川管理者の活動や声を「見える化」することに取り組みます。</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民グループの活動を継続的に支援し、4～2月までに12回の活動の場が生まれ、多くの住民に野洲川で活動してもらえた。 ・ 昨年度につづき、中洲こども園における先生向け講習、5歳児による川遊びを支援することができ、特に、川遊びは2回実施することができた。 ・ 活動の見える化（動画制作）は、予定よりも遅れが生じていて、春休み中に撮影を行う予定です。

	年間活動計画	活動結果
	<p>2. 野洲川上流部（栗東市・野洲市・守山市）</p> <p>低水路護岸に降りられる場所から、野洲川での調査活動や水辺利用活動、環境再生活動などの場をつくり、住民に呼びかけて参加を募り、最初のステップを開始したいと思います。集まってくれた住民から声を聴取し、その後の活動展開につなげていきたいと考えています。</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>上流部での最初の取り組みとして3月に住民参加の清掃活動を行うことにし、その準備プロセスで河川管理者とともに、栗東市役所や野洲川運動公園管理者へのあいさつと協力要請をし好意的な反応がありました。今後、沿川地域を訪問し、地域住民との接点をもつ予定です。また、河川R勉強会を通じて、野洲市と河川管理者による「かわまちづくり」の計画状況についても知ることができました。その他、一昨年度、昨年度につづき、野洲市立野洲小学校での野洲川学習を実施することができました。</p>
	<p>3. 河川レンジャー希望者へのサポート</p> <p>野洲川で新たに河川レンジャーとして活動しようとされる方がでてきた場合には、必要があれば、サポートしたいと思います。特に、最初、河川レンジャー制度に慣れるまでの期間は、サポートがあると助かると思います。</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>当初想定していた候補者がご事情から辞退されたため予定なし。</p>
	<p>※当初想定していなかった成果があれば記載してください⇒</p>	<p>中洲学区として、次年度、学区民のつどいを野洲川で実施する方向で検討が進められています。</p>
	<p>※これまでの活動の中で、自ら評価できる点などを記載して下さい。</p> <p>下流部では、前年度までの活動成果を踏まえ、安定して活動できており、次年度、地元住民団体が野洲川での催事の実施を検討していただいています。</p> <p>上流部でも動き出すことができ、栗東市役所、野洲市役所とも情報・意見交換ができ、次年度に向けて順調だと感じています。</p>	
活動内容の計画と結果	<p>※活動計画で掲げた活動内容に対して、これまでに実際に実施できた事柄、計画していたが実施できなかった事柄、さらに、当初予定していなかったが実施できたことなどを、前述の成果目標の番号と対比して記載してください。</p>	
	<p>1. 野洲川下流部（守山市中洲地区）</p> <p>「かわまちづくり」に資する活動を行うとする住民グループの活動支援を継続します。</p>	<p>住民グループ「なかす野洲川たんけん隊」の活動を支援し、4月～2月まで12回の活動が行われ、延べ306名の住民が参加する機会がもてました。また、中洲こども園による川遊びを支援して、先生向け講習と、5歳児クラスの川遊びを実施できました。</p>
	<p>2. 野洲川下流部（守山市中洲地区）</p> <p>地元自治会などとも情報交換を行い、「かわまちづくり」が前提とする地元が望む地域活性化について把握しながら、活動します。</p>	<p>前年度までの経過を踏まえ、中洲学区の住民と情報交換を進める中で、来年度、中洲学区として「学区民のつどい」を野洲川中洲親水公園にて行いたいというご意向を学区長からいうかがい、その後、中洲会館で「自治会長会で開催することは確認され、具体的な方策が今後検討される段階」とうかがいしました。</p>

	年間活動計画	活動結果
	<p>3. 野洲川下流部（守山市中洲地区）</p> <p>河川管理者や親水公園の占有者（守山市）とも必要に応じて、情報交換を行っています。</p>	<p>11月に水上Rが実施された野洲川清掃活動にて、守山市役所職員とも情報・意見交換することができました。野洲川中洲親水公園あめんぼうの掲示板における公園使用ルールが劣化していたので補修を依頼しました。また、中洲学区での次年度の取り組み意向についても確認することができました。</p>
	<p>4. 野洲川下流部（守山市中洲地区）</p> <p>清掃活動や幼木伐採、除草作業など、野洲川の維持管理に協力する住民が増えるように住民活動を支援していきます。</p>	<p>住民グループによる幼木伐採を12月以降に予定していましたが、河川管理者による踏み倒しの試行により、一旦、幼木がなくなったため、昨年までに伐採して乾燥させておいた樹木の河川敷での住民利用活動にシフトして実施しました。また、河川管理者との情報交換で、今後数年は踏み倒し後の幼木繁茂が予想されるということを確認しました。</p>
	<p>5. 野洲川下流部（守山市中洲地区）</p> <p>野洲川で活動する住民や、周辺地域の住民団体、教育機関、地元自治体、河川管理者の活動や取り組み、声（意見）を動画取材して、1本の動画として制作し、公開します。</p>	<p>動画制作に向けて、協力してくれる住民（中高生3名）との準備を進めてきたが、夏場は、野外活動が高温にて過酷であることや、そのほかの活動の予定が予想よりも混んでしまい、動画制作準備が遅れてしまっています。この後、春休みに撮影を行う予定です。</p>
	<p>6. 野洲川上流部（栗東市・野洲市・守山市）</p> <p>野洲川上流部にて、低水路に降りられる場所にて、住民が参加できる河川活動を計画し、住民に参加をよびかけ、活動を行い、参加された住民の声を聴取し、その後の活動の展望について検討します。</p>	<p>最初の取り組みとして3月16日（土）に野洲川左岸の低水路にて住民参加の河川清掃活動を実施予定で、それに向けて、栗東市、占用公園管理者との協力関係づくり、また、沿川住民への働きかけを行っています。また、河川レンジャー勉強会にて、野洲市の「かわまちづくり」についても情報・意見交換させてもらいました。また、野洲小学校の4年生4クラスを対象にした野洲川学習を水上R、野村R、支援室にご協力いただき実施することができました。</p>
	<p>7. 河川レンジャー希望者へのサポート</p> <p>野洲川にて新たに河川レンジャーになれる方ができた場合には、情報交換を行い、必要があれば、初期の活動について、支援します。</p>	<p>当初、想定していた新たな河川レンジャー候補の方が、ご事情から辞退されたため、今年度は、この活動メニューについては、実施しない。</p>
	<p>※当初予定していなかったが実施できたことがあれば記載してください⇒</p>	
活動対象に対する関係づくりの結果	<p>※活動計画の中で、「活動の対象」として挙げた相手について、これまでにどのような関係づくりできたのかを記載してください。また、当初想定していなかった相手との関係づくりが出来た場合には、そのことも記載してください。</p> <p>① 野洲川下流部（守山市中洲地区）の住民および住民団体、教育機関等</p>	<p>地元地域団体にて、次年度、野洲川での催事を実施を検討いただいております。それを通じて、さらに多くの住民に野洲川の魅力に気づいていただきたいと思います。</p>

	年間活動計画	活動結果
	② 野洲川上流部(栗東市・野洲市・守山市)沿川の住民や、教育機関および公民館等	栗東市が占有されている野洲川運動公園の管理者(栗東市スポーツ協会)ともごあいさつ、協力要請を行い、好意的なご対応をいただいています。
	③ 新たなに河川レンジャーになろうと言う人	当初、想定していた候補者がご事情から辞退されたため予定なし。
	④ 守山市、栗東市、野洲市	栗東市役所は、とても協力的な反応をいただいたという印象です。野洲市役所も、近隣の県有地自然広場を利用されている住民のご意向も把握されていて、丁寧に意見交換していただきました。
	⑤ 野洲川の河川管理者	2月の河川事務所意見交換会を野洲川出張所で行い、今後の活動につながるような具体的な情報交換をさせていただきました。
今後の課題	<p>※ これからの活動の中で取組んでいきたい事柄、活動の中で悩んでいる点などについて記載してください。</p> <p>下流部(主に守山市中洲学区)での活動は安定し、次年度、住民団体の行事も行われる予定です。幼木踏み倒しで一旦はキレイになりましたが、他方で、希少種の植物などの保全に向けた取り組みの情報などもご提供いただき、住民活動につながれそうです。栗東市での最初の試みも、栗東市役所から好意的な反応をいただいています。野洲市での「かわまちづくり」についても、ソフト面や、住民連携など、河川レンジャーとしての果たせそうな役割がありそうです。ボリューム的なバランスをどうとっていくかが課題になりそうです。</p>	

◆承認後の年間活動計画における工程計画（承認時）に対して、中間活動報告時に変更・時点修正したこれまでの活動実績

工程計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)－1～4. 野洲川下流部(守山市中洲地区)「かわまちづくり」	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	清掃活動	幼木伐採	幼木伐採	幼木伐採	Eポート
(1)－5. 野洲川下流部「見える化」	下準備	下準備	下準備					取材撮影	取材撮影	編集	公開	
(2)野洲川上流部(栗東市・野洲市・守山市)ファーストステップ								準備	準備	準備	最初の活動の場	振り返り
(3)新たに河川レンジャーになろうと言う人への支援		情報交換	情報交換(辞退)									

◆中間活動報告時の工程計画（上段）に対して、これまでの活動実績

※年間活動計画における工程計画（上段）に対して、今年度の活動実績を記載してください。

工程計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)－1～4. 野洲川下流部(守山市中洲地区)「かわまちづくり」	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	清掃活動	伐採木利用	伐採木利用	学習会	下見
(1)－5. 野洲川下流部「見える化」	下準備	下準備	下準備									取材撮影
(2)野洲川上流部(栗東市・野洲市・守山市)ファーストステップ									下見	企画書	準備・調整	最初の活動の場
(3)新たに河川レンジャーになろうと言う人への支援		情報交換	情報交換(辞退)									

※青文字黄色背景および黄色背景空白箇所は、変更部分

活動工程に関するふり返り

※当初の工程計画及びこれまでの活動結果をふり返り、出来なかったことに関して、今後どのように活動していくかなどについて記載して下さい。

6～9月にかけては、活動が増えてしまい、もろもろの事後作業などに遅れが生じてしまいました。

10月、12月と立て続けに感染症に罹患してしまい、活動が停滞してしまいました。

上流側での活動は、3月の最初の活動に向けて進めていきます。

テーマ： 住民と行政がともに考える川づくり

■年間活動報告書

氏名： 水上 幸夫

作成日： 2024年2月28日

	年間活動計画	活動結果
背景と昨年度の課題	<p>背景 私は、川は住民の宝であり、できるだけ多くの人々に「川に関心を持ってもらい」「川に直接ふれてもらい」「川のことを自ら考えてもらう」等の行動をしてもらえるような「住民参加の川づくり」の取り組みを進めるべきだと思っている。そのためには、住民と行政（河川管理者）がともに考える川づくりを進めることが重要であると考えている。</p> <p>昨年度の課題 2017～2020年度の4年間で行政（河川管理者）と住民がともに考える川づくりをテーマに進めてきたが「川のことを自ら考えてもらう」住民主体の川づくりの活動へ発展させる事が出来なかった。</p>	
実施目的	<p>野洲川の河川環境を大切にし、住民の主体のもと、住民・企業・行政と連携して、川を知り、川を活かした活力ある地域づくりの実現を図るため、川を軸にした地域活動としての「川づくり」の活動を行う。</p> <p>(ビジョン)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 野洲川が多くの人の活動場所となる。 ② 住民が川づくりに参加できるような仕組みができる。 ③ 住民と行政がともに考える川づくりの仕組みができる。 ④ 最終的には住民主体となった住民参加の川づくりが実現する。 <p>(ミッション)</p> <p>サブテーマとして2つのテーマで活動</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域住民参加の川づくり ② 企業参加の川づくり <p>◆ミッション達成のための具体的な川づくりのテーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緑化・美化活動を軸とした環境改善（環境保全） ② いろいろな世代の人達が川にふれ親しむきっかけをつくる。（川の利用） ③ 植生・水生生物の観察による学習・教育（川を知る） ④ 水遊びで水にふれあい、川の恐ろしさを伝える（安全） ⑤ 水害などから地域を守る（防災） ⑥ 地域連携 地域・企業・行政と連携した川づくり（地域連携） 	
今年度の成果目標と達成度	<p>※活動計画で掲げた成果目標に対してこれまでの達成度をA～F（Aが達成度最大、Fが達成度最低）の6段階で自己評価して下さい。また、そのように評価した理由や根拠があれば書いてください。</p> <p>1. 野洲川河川清掃（環境保全）</p> <p>2017年から実施してきた野洲川河川清掃活動を継続して進める 2023年度からは「住民主体の川づくり」を目指して企画の段階から企業・住民の想いを聴き、住民が主体的に活動する仕組みづくりに向けた野洲川河川清掃を実施する</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>①「住民主体の川づくり」を目指して企画の段階から企業・住民の想いを聴き、住民が主体的に活動する仕組みづくりに向けて参加者と調整し野洲川河川清掃を実施した。 特に今年度は企画の段階からレイマック㈱の「ボランティア委員会」の方にも参加して頂いて調整を行った。</p> <p>②今年度も「地元の参加者を増やす」ために地元</p>

	年間活動計画	活動結果
		<p>行事の調査を行って地元の行事と重ならないように調整し開催日時を決定した。</p> <p>③案内チラシ・ポスターを作成し地元自治会にチラシの配布、ポスターの掲示等を行った。また、事前に自治会の掲示板の状況調査を行った。</p>
	<p>2. 樹木再繁茂対策（野洲川の水害から地域を守る）（防災）</p> <p>防災活動のひとつとして樹木再繁茂対策のひとつである幼木伐採を住民の皆さんと行う</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>現地調査の結果、夏や秋での作業は労力がかかるため冬場（3月）に実施することを考えていたが河川管理者（琵琶湖河川事務所）で全面的に伐採を実施したため幼木伐採をする必要がなくなったため実施しなかった。</p>
	<p>3. 野洲川中洲親水公園（あめんぼう）の利用促進（利用）</p> <p>あめんぼうを皆さんに利用してもらうために住民の方々と連携して活動</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>野洲川河川清掃（秋季）の第2部及び河川清掃終了後のイベントについて参加者に「あめんぼう」の利用について企画の提案をもらった。</p>
	<p>4. 住民の声（想い）を聴き、届ける（地域連携）</p> <p>野洲川に関する住民の声（想い）聴き、行政に届けるとともに記録として残し住民主体の川づくりに向けた取り組みに生かせるようにする。</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>野洲川河川清掃後参加者にヒアリングを行った。</p>
	<p>5. 野洲川中流域、上流域での活動に向けた取り組みを始める</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>1) 野洲川中流域での活動</p> <p>(1) 野洲川中流域の詳細な現地調査を行った。</p> <p>その結果により活動計画（概要版）の検討を行った。</p> <p>(2) 「野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり」について事前調整を行った。</p> <p>2) 野洲川上流域での活動</p> <p>野洲川（上流域）河川清掃</p> <p>根木山レンジャーと連携して上流域への活動として実施。</p>
	<p>※当初想定していなかった成果があれば記載してください⇒</p>	

	年間活動計画	活動結果
	※これまでの活動の中で、自ら評価できる点などを記載して下さい。	
活動内容の計画と結果	※活動計画で掲げた活動内容に対して、これまでに実際に実施できた事柄、計画していたが実施できなかった事柄、さらに、当初予定していなかったが実施できたことなどを、前述の成果目標の番号と対比して記載してください。	
	<p>1. 地域住民、企業が川づくりに主体的に参加できるような仕組みづくり</p> <p>(1) 企業、地域住民をつなぐ野洲川清掃活動「野洲川河川清掃（夏季）」</p> <p>1) 実施時期：令和5年6月17日（土） 予備日 6月23日（土）</p> <p>2) 参加者：約50名予定 (1) ㈱レイマック、なかつ野洲川たんけん隊、自治会 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容： ① 野洲川河川清掃 ② 清掃の実施範囲（予定） 天満大橋（1.0KP）～稲荷大橋（2.4KP）</p>	<p>1. 地域住民、企業が川づくりに主体的に参加できるような仕組みづくり</p> <p>(1) 企業、地域住民をつなぐ野洲川清掃活動「野洲川河川清掃（夏季）」</p> <p>1) 実施時期：令和5年6月17日（土）</p> <p>2) 参加者：約50名 (1) ㈱レイマック、なかつ野洲川たんけん隊 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容： ① 野洲川河川清掃 ② 清掃の実施範囲 天満大橋（1.0KP）～稲荷大橋（2.4KP）</p>
	<p>(2) 企業、地域住民をつなぐ野洲川清掃活動「野洲川河川清掃（秋季）」</p> <p>1) 実施時期：令和5年10月中旬</p> <p>2) 参加者：約100名予定 (1) ㈱レイマック、綾羽㈱、なかつ野洲川たんけん隊、立命館守山中学校、地域住民 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容： 第1部 ① 野洲川河川清掃 ② 清掃の実施範囲（予定） 天満大橋（1.0KP）～稲荷大橋（2.4KP）</p> <p>第2部 中洲親水公園（あめんぼう）を利用したイベント（予定） (1) Eボートによる野洲川の探検 (2) 野洲川の生き物調査 (3) 防災カマドによる非常炊き出し体験</p>	<p>(2) 企業、地域住民をつなぐ野洲川清掃活動「野洲川河川清掃（秋季）」</p> <p>1) 実施時期：令和5年11月11日（土）</p> <p>2) 参加者：約50名 (1) ㈱レイマック、なかつ野洲川たんけん隊、立命館守山中学校、地域住民 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容： 第1部 ① 野洲川河川清掃 ② 清掃の実施範囲 天満大橋（1.0KP）～稲荷大橋（2.4KP）</p> <p>第2部 中洲親水公園（あめんぼう）を利用したイベント 防災カマドによる非常炊き出し体験 (1) 防災かまど製作 (2) 火起こし体験</p> <p>(ヒアリング結果) ・野洲川は思ったよりもきれいだった。みんな川を守っていきたい。 ・野洲川の清掃体験をこれからも続けた方がいい。 ・火おこしは大変だなとしみじみ思いました。 ・家のガスコンロがどれだけ有難いかを知った。</p>

	年間活動計画	活動結果
	<p>2. 樹木再繁茂対策（野洲川の水害から地域を守る）（防災）</p> <p>1) 実施時期：令和6年3月初旬</p> <p>2) 参加者：立命館守山中学校、なかつ野洲川たんけん隊（根木山レンジャーと連携）（今後調整）</p> <p>3) 内容： ① 幼木伐採 ② 幼木伐採の実施範囲（予定） 天満大橋（1.0KP）～稲荷大橋（2.4KP） ③ 防災カマドによる非常炊き出し体験（伐木材の有効活用）</p>	<p>2. 樹木再繁茂対策（野洲川の水害から地域を守る）（防災）</p> <p>河川管理者（琵琶湖河川事務所）で全面的に伐採を実施したため幼木伐採をする必要がなくなったので実施しなかった。</p>
	<p>3. 野洲川中流域・上流域での活動に向けた取り組み</p> <p>中流域（南流側帯・北流側帯付近）及び上流域の（野洲川運動公園（栗東市）付近）の2か所についてどのような活動ができるか関係者と調整を行い。詳細な活動計画について検討し活動計画書（詳細版）を作成する</p> <p>1) 中流域での活動（概要）</p> <p>(1) 南流側帯及び北流側帯における活動に向けての事前調整を行う 行政…琵琶湖河川事務所、守山市 企業…オムロン株式会社（予定）</p> <p>(2) 活動内容 河川清掃、野洲川に親しむイベント</p> <p>(3) 参加対象 オムロン株式会社、地域住民</p> <p>2) 上流域での活動（概要）</p> <p>(1) 野洲川運動公園（栗東市）での活動に向けての事前調整 行政…琵琶湖河川事務所、栗東市</p> <p>(2) 活動内容 野洲川に親しむイベント</p> <p>(3) 参加対象 行政（琵琶湖河川事務所、栗東市） 地域住民</p>	<p>3. 野洲川中流域・上流域での活動に向けた取り組み</p> <p>野洲川中流域（北流側帯（野洲市）付近）及び上流域の（野洲川運動公園（栗東市）付近）の2か所についてどのような活動ができるか関係者と調整を行った。</p> <p>野洲川中流域（野洲市）での取り組み （事前調整結果） 琵琶湖河川事務所と調整した結果、河川清掃等の実施にあたってのオムロン(株)との調整は幼木伐採が終わってから河川清掃の調整に入る事とした。 野洲川中流域へ活動を広げる計画は今年度関係機関と調整し計画を作成して来年度に実施する事とした。 新たに北流側帯を中心に計画された「野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり」を活動のテーマとして進める事とした。</p> <p>1) 野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくりについて</p> <p>(1) 野洲川北流側帯付近の詳細な現地調査を行った。その結果により活動計画（概要版）の検討を行った。</p> <p>(2) 河川レンジャー支援室が開催した勉強会で「野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり」について事前調整を行った。</p> <p>① 「野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり」について現地で詳細な説明を受けた</p> <p>② 来年度の活動に向けて琵琶湖河川事務所及び地元自治体の野洲市との調整を行った。</p> <p>野洲川上流域（栗東市）での取り組み</p> <p>1) 野洲川（上流域）河川清掃 根木山レンジャーと連携して上流域への活動に向けた取り組みとして実施。</p>

	年間活動計画	活動結果
		<p>(実施概要)</p> <p>日時：2024年3月16日(土) 9:00~13:00</p> <p>場所：野洲川左岸・野洲川大橋(国道8号)下流寄りの区間</p> <p>内容： ①河川清掃活動 ②参加者交流会</p> <p>(活動内容) 行政及び企業との調整を主体的に行った。</p>
	<p>4. 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査</p> <p>琵琶湖河川事務所が主催で行う野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査について行政と立命館守山中学校とをつなぐ活動を行う</p> <p>◆調査</p> <p>1)実施時期：5月18日(木) 9時~12時</p> <p>2)参加者 立命館守山中学校 琵琶湖河川事務所 流域治水課 水上河川レンジャー</p> <p>3)内容</p> <p>(1)野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査 魚類調査</p> <p>(2)Eボートによる野洲川探検</p> <p>◆事前説明会</p> <p>1)実施時期：5月16日(火) 16時~17時</p> <p>2)実施内容</p> <p>(1)「野洲川河口部ヨシ帯整備」とこれまでに実施してきたモニタリング調査</p> <p>(2)実施する野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査について説明</p> <p>①魚類調査 ②Eボートによる野洲川探検</p> <p>(3)意見交換</p>	<p>4. 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査</p> <p>琵琶湖河川事務所が主催で行う野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査について行政と立命館守山中学校とをつなぐ活動を行った。</p> <p>◆調査</p> <p>1)実施時期：5月18日(木) 9時~12時</p> <p>2)参加者 立命館守山中学校 琵琶湖河川事務所 流域治水課 水上河川レンジャー</p> <p>3)内容</p> <p>(1)野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査 魚類調査</p> <p>(2)Eボートによる野洲川探検</p> <p>◆事前説明会</p> <p>1)実施時期：5月16日(火) 16時~17時</p> <p>2)実施内容</p> <p>(1)「野洲川河口部ヨシ帯整備」とこれまでに実施してきたモニタリング調査</p> <p>(2)実施する野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査について説明</p> <p>①魚類調査 ②Eボートによる野洲川探検</p>
	<p>※当初予定していなかったが実施できた ことがあれば記載してください⇒</p>	

	年間活動計画	活動結果
活動対象に対する関係づくり結果	※活動計画の中で、「活動の対象」として挙げた相手について、これまでにどのような関係づくりできたのかを記載してください。また、当初想定していなかった相手との関係づくりが出来た場合には、そのことも記載してください。	
	① 企業	○野洲川河川清掃について今年度は企画の段階からレイマック株の「ボランティア委員会」の方にも参加して頂いて調整を行った。
	② 地域住民	○地元自治会については、野洲川河川清掃の参加だけではなく、チラシの配布・ポスターの掲示をして頂き参加者への呼びかけをして頂いた
	③ 立命館守山中学校	○11月に実施した野洲川河川清掃活動において新1年生と活動での連携ができた。
	④ 行政（琵琶湖河川事務所、守山市、野洲市、栗東市）	○野洲川河川清掃の実施にあたりごみの処分、資機材等の支援について調整を行った。 ○琵琶湖河川事務所が主催で行う野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査について行政と立命館守山中学校とをつなぐ活動を行った。
今後の課題	※ これからの活動の中で取組んでいきたい事柄、活動の中で悩んでいる点などについて記載してください。	

◆承認後の年間活動計画における工程計画（承認時）に対して、中間活動報告時に変更・時点修正したこれまでの活動実績

工程計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企業・地域住民が主体的に参加する取り組み	関係者と打ち合わせ・調整（モニタリング調査）	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（夏季）） 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施	野洲川河川清掃（夏季）実施	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（秋季）） 野洲川中流域、上流域での活動に向けた事前調整	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（秋季））	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（秋季））	野洲川河川清掃（秋季）活動実施	野洲川中流域、上流域での活動に向けた取り組み。	野洲川中流域、上流域での活動に向けた取り組み。	関係者と打ち合わせ・調整（幼木伐採）	関係者と打ち合わせ・調整（幼木伐採）	樹木再繁茂対策の幼木伐採実施

◆中間活動報告時の工程計画（上段）に対して、これまでの活動実績

※年間活動計画における工程計画（上段）に対して、今年度の活動実績を記載してください。

工程計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企業・地域住民が主体的に参加する取り組み	関係者と打ち合わせ・調整（モニタリング調査）	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（夏季）） 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施	野洲川河川清掃（夏季）実施	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（秋季）） 野洲川中流域、上流域での活動に向けた事前調整	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（秋季））	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（秋季））	野洲川河川清掃（秋季）活動実施	野洲川中流域、上流域での活動に向けた取り組み。	野洲川中流域、上流域での活動に向けた取り組み。	野洲川中流域、上流域での活動に向けた取り組み	野洲川（上流域）河川清掃について調整	野洲川（上流）河川清掃実施

※青文字黄色背景および黄色背景空白箇所は、変更部分

活動工程に関するふり返り

※当初の工程計画及びこれまでの活動結果をふり返り、出来なかったことに関して、今後どのように活動していくかなどについて記載して下さい。

テーマ： 川を守り育てる意識と行動を引き出す

■年間活動報告書

氏名： 野村 祐美子

作成日： 2024年2月26日

	年間活動計画	活動結果
背景と課題	<p>瀬田川は琵琶湖の水が流れ出す唯一の河川である。美しい景観は心を和ませ、年間を通して、多くの人々がそれぞれの目的をもって訪れ、利用している。</p> <p>近畿の水資源を制御している場所であるが、過去に生きた人々がどのように川と向き合ってきたかを物語る貴重な資料も多く現存している。これらの現代における価値を捉えることは、文化、歴史、防災・減災の視点からも重要であろう。</p> <p>また、長引くコロナ禍において、豊かな自然環境や人とのつながりを求める機運が増してきている。瀬田川は、その思いを実現できる場として適している。</p> <p>行政と流域住民、また住民同士が、活動を通じてお互いの思いや考え、働きを理解し、「自分の川」という意識を持って、川を守り育てるために協働する関係を構築していきたい。</p>	
実施目的	<p>(ビジョン)</p> <p>瀬田川は多様な価値をもつ社会資本である。流域住民がその価値を実感できるようになり、川を守り育てる意識をもって、行動する姿を目ざす。まずスタートとして、川を知り、愛着を持ち、川について語れる子どもたちを育てたい。未来の創り手となる子どもたちからの発信を受け、家庭・地域に思いが広がることを期待する。</p> <p>(ミッション)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生親子を対象に、子どもたちが川のよさ（価値）に気づき、愛着を持つ体験活動を行う。 小学校の学習課程における川に関する内容を整理し、自然体験活動を推進する上での参考資料として活用できるようにする。 	
今年度の成果目標と達成度	<p>※活動計画で掲げた成果目標に対してこれまでの達成度をA～F（Aが達成度最大、Fが達成度最低）の6段階で自己評価して下さい。また、そのように評価した理由や根拠があれば書いてください。</p> <p>1. 活動に適した地域資源を見つける (自然環境・土木遺産・地域の人材など)</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>○活用したい地域資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿跳溪谷…岩石 ・ 瀬田川洗堰・南郷洗堰 ・ 水位標…水害の記憶 ・ 建部大社…船幸祭・昔の写真資料 ・ 大日山…伝説・川浚え ・ 瀬田町漁業協同組合…シジミ掻き漁 ・ 大石コミュニティセンター …村の移転 ・ 河岸の植物…繁殖戦術 ・ 冬鳥の飛来地 <p>瀬田川の起点から洗堰まで、両岸を歩くことを通して環境の特徴や、利用形態に気づくことができた。また、先輩レンジャーに教えていただいて、さまざまな土木遺産を知り、それぞれについて資料に当たったり、地域の方に話を聞いたりして理解を深めた。</p>

	年間活動計画	活動結果
	<p>2. 川に関する体験活動を行う親子クラブを立ち上げる</p> <p>全5回の活動</p> <p>① Eボート体験・水辺の安全講座・瀬田川洗堰の役割講座</p> <p>② 瀬田川の石観察…大石周辺</p> <p>③ 漁船に乗ってシジミ掻き漁の体験</p> <p>④ 冬鳥の観察会</p> <p>⑤ まとめ</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>南郷小学校でのちらし配布や南郷、瀬田南等の公民館に配架を協力頂き、14組の親子が応募され、10組の親子で瀬田川たんけんたいの活動をスタートした。</p> <p>参加者は体験を通して、瀬田川の良さや大切さに気づき、関心を高めておられた。講師の方から話を聞き、課題を自分ごととして考える様子も見られた。たんけんたいのふり返りでは「瀬田川に対する見方が変わった。」「子どものみならず大人にとっても新しいことを学べて楽しかった」「すてきな場所に住んでいることを知ることができ、うれしかった」と感想を述べられた。</p>
	<p>3. 活動の準備・実践を通して、地域の方・河川事務所・WS琵琶の会などとの関係をつくる</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>たんけんたい活動で教えていただいた方</p> <p>① 河川事務所…安全講座・洗堰の役割講義</p> <p>② 磯部敏雄先生…水と地形・地質</p> <p>③ 瀬田川漁協…貝掻き体験・瀬田川の漁業</p> <p>④ コハクチョウを愛する会…冬鳥</p> <p>地元の実情に根ざした活動をしたいと考え、地域の方にお話を伺う機会を作った。河川事務所には、水位調節の見通しなど細かに連絡をいただいた。漁協にはこまめに訪問して、ごみや水位の変化、主な漁獲などについてお話を伺って状況を把握するよう努めている。コハクチョウを愛する会には、瀬田川で見られる水鳥の資料の提供や、活動時にいねいな説明をしていただいた。</p>
	<p>4. 小学校学習指導要領における川に関する記述を整理し、関連表を作成する</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F</p> <p>※理由・根拠を記載してください。</p> <p>社会科・理科の指導要領と解説から、中心となる考え方や学び方について理解することができた。また、川に関わる用語を抽出し、相互の関連性や系統性について整理した。</p>
	<p>※当初想定していなかった成果があれば記載してください⇒</p>	
	<p>※これまでの活動の中で、自ら評価できる点などを記載して下さい。</p> <p>たんけんたい活動で大石地区をフィールドにしたことで、現地を訪れたり資料に当たったりした。天ヶ瀬ダムの整備に係る地元の歴史や住民の苦悩や未来への願いなどを知ることができた。この気づきを大切に、今後の活動においても、それぞれの地域の実情や願いに留意して、進めていきたいと思う。</p> <p>河川事務所との情報交換会や河川レンジャー勉強会などで淀川流域としての視点を持つことができた。河川管理施設見学や淀川河川レンジャー主催の講習会・交流会へ参加などで自らの視野が広がられていると感じている。</p>	

	年間活動計画	活動結果
活動内容の計画と結果	<p>※活動計画で掲げた活動内容に対して、これまでに実際に実施できた事柄、計画していたが実施できなかった事柄、さらに、当初予定していなかったが実施できたことなどを、前述の成果目標の番号と対比して記載してください。</p> <p>1. 親子クラブ「瀬田川たんけんたい」(仮称) 活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方・河川事務所・WS 琵琶の会・大学生(ボランティアサークルなど)などの協力を得られるよう連絡調整を行う ・子どもたちが自主性を発揮して活動し、様々な方とコミュニケーションがとれるよう働きかける ・活動後、ごみ拾いなどを行い、周辺環境への意識を高める。また、ふりかえりの時間を設け、参加者がお互いの気づきを共有できるようにする ・「水辺の匠」イベント等で活動の様子を発表する 	<p>2. 親子クラブ「瀬田川たんけんたい」活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川事務所には、活動の開始時に水辺の安全管理、洗堰の役割についての講義をいただいた。参加者の安全意識を高め、治水利水の管理に関する理解を深めてもらう良い機会であったと思う。また、E ポートや石調べの活動において、放流量の見通しの細やかな連絡、当日の準備や見学・参加・後始末などさまざまな協力をいただいている。 ・活動では、参加者みんなでかけ声を掛けたり、見つけた物をお互いに見せ合ったりする場面を意図的に設定した。回を重ねるにつれ、子どもが自発的に他の参加者に話しかけている様子も増えてきた。 ・各活動のふり返りの時間に、それぞれに気づいたことを発言するようにした。それぞれの発言に対して認めあえる関係作りを心がけている。 ・活動場所周辺はよく整備されており、美化活動を設定することはしなかった。 ・たんけんたいの活動のまとめとして、参加者全員でマップを作った。自分の気づきや瀬田川への思いを絵や言葉で表現できた。
	<p>2. 小学校学習指導要領における川に関する記述の関連表作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちを対象とした効果的な川の自然体験活動プログラムの作成や実施にあたっての基礎的資料となる、学習指導要領における川に関する記述を整理した資料を作成する 	<p>今年度については、小学校学習指導要領における川に関する記述についてまとめた。来年度、教科書が代わるので、教科書での教材等を整理し、関連表の活用方法を検討したい。</p>
	<p>※当初予定していなかったが実施できたことがあれば記載してください⇒</p>	<p>瀬田川の外来水草について住民等に関心を持っていただくきっかけづくりとして、琵琶湖や瀬田川の水草展を行った。興味を持たれた方に水草の生態について解説した。瀬田川の状態について質問もされた。河川レンジャーの役割や活動についても説明した。</p> <p>水鳥の帽子作りワークショップを琵琶湖水鳥湿地センターで実施した。鳥に選ばれる水辺の環境について考えていただいた。河川レンジャー活動について紹介できた。同様のワークショップをウォーターステーションで実施予定。</p>
活動対象に対する関係づくりの結果	<p>※活動計画の中で、「活動の対象」として挙げた相手について、これまでにどのような関係づくりできたのかを記載してください。また、当初想定していなかった相手との関係づくりが出来た場合には、そのことも記載してください。</p> <p>① 小学生親子</p>	<p>普段抱かれている疑問(川で遊んでもいいの?・釣った外来魚はどうするか?等)についても進んで質問をされるようになった。たんけんたいの活動の中で、保護者が自ら、自</p>

	年間活動計画	活動結果
		<p>分と川との関わりについて語られる場面がある。「川」が自分ごとになるこのような場を大切にしたい。</p> <p>また、「子どもと一緒に活動できる時間が貴重」「子どもの新たな面に気づくことができた。」と言われることもあった。</p>
	<p>② その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業体験の実施のため、地元である長浜の漁協を通じて瀬田町漁協に紹介してもらった。漁協に通って、伝統的な貝掻き漁を体験させてもらったり、瀬田川沿いのくらしの変化、水草や外来生物の駆除作業などのお話を伺ったりして、協力的な関係を作ることができた。 ・ 大石コミュニティセンターに施設の利用に関して根気強くあたり、河川レンジャーの役割や活動について理解をいただけた。今後大石地区の歴史学習会を共催できるよう進めていきたい。 ・ 住民の方へのヒアリングの中で、瀬田川の川ごみについて、上流の住民の生活の仕方や意識について質される場面があった。 ・ コハクチョウを愛する会に冬鳥観察会で講師を務めていただいた。
<p>今後の課題</p>	<p>※ これからの活動の中で取組んでいきたい事柄、活動の中で悩んでいる点などについて記載してください。</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の講師として、対象者にわかりやすく話ができ、かつ現場を知っている適切な専門家(全体を概観し、かつ個別の事柄にも対応できる)を探すことは難しい。自分自身もそうなれるように努めている。 ・ 瀬田川たんけんたいの目的・手段・安全管理について、講師と丁寧に話し合っ、思いの共有ができるようにしていきたい。 ・ 来年度は、今年度活動に入れなかった、防災・減災に関する取り組みや、瀬田川の歴史への理解を深める活動を計画したい。そのためより深く現地調査を行い、信頼関係を構築したい。 ・ 子どもたちがどのような瀬田川にしたいと思っているか、子ども自身の思いを取り入れた活動にしたい。 <p>(要望事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津市等の後援を得るため、早めに活動を承認していただきたい。 ・ フナ寿司づくり等、食に関わる体験は大変価値があると考えている。将来的にレンジャー活動として、または漁協との共催などの方法で実施できるよう、調整していきたい。 	

河川レンジャーの辞任について

12 月 15 日に河川レンジャー 1 名より、河川レンジャー活動支援室に辞任の申し出があり、
1 月 21 日付で辞任届が提出されました。

2024 年度 河川レンジャー年間活動計画書【暫定版】

◆目次

根木山 河川レンジャー年間活動計画【暫定版】	1
水上 河川レンジャー年間活動計画【暫定版】	3
野村 河川レンジャー年間活動計画【暫定版】	6

(テーマ) 野洲川の川守りをつなぐ

氏名：根木山恒平

作成日：2024年 2月21日

<p>背景と昨年度の課題</p>	<p>下流部（主に守山市中洲地区）では、10 年来の活動成果を踏まえ、住民による野洲川利用もすこしずつ増えてきています。R6 年度には、地元住民団体が年間行事のひとつを野洲川中洲親水公園で初めて実施しようと準備を進められていて支援が必要になると思われます。幼木再繁茂対策は、R5 年度に河川管理者が実施した踏み倒しにて一旦はキレイになりましたが、河川敷に希少種（植物）があり、その保全に住民に協力してもらえたらというお話をうかがいました。</p> <p>上流部での活動に向けては、R5 年度の活動の中で栗東市役所からも前向きな反応をいただき、R6 年 3 月に実施する最初の活動の結果、住民ニーズ、行政の意向を踏まえて、河川レンジャーとして活動していく必要があります。野洲市によるかわまちづくりに向けても水辺利用の具体的な試行など、河川レンジャーとしてお手伝いできそうなことが見えてきています。</p>
<p>実施目的</p>	<p>(ビジョン)</p> <p>野洲川の下流部から上流部（直轄区間）にかけて、住民が野洲川を利用する機会を増やし、また、ごみ拾いや幼木伐採、除草作業などの維持管理作業に住民が協力している状況を目指します。野洲川の自然環境が、住民の生活の質を高める地域資源として前向きにとらえられ、野洲川の維持管理に率先して参加する住民が増えることを目指します。</p> <p>(ミッション)</p> <p>川と人、住民と行政のつなぎ役として、野洲川で活動しようとする住民、および住民団体（自治会や住民グループ）、さらに、守山市、野洲市、栗東市などの地方自治体、および、野洲川の河川管理者との結節点となれるように活動します。それぞれの立場を理解することに努め、全体として、河川での住民活動や河川管理行為がうまく進むように取り組みます。</p>
<p>次年度の成果目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 野洲川上流部（栗東市域）での活動 R6 年 3 月に実施予定の活動の結果や、住民ニーズ、行政の意向を踏まえ、住民が野洲川に来て、その魅力に気づき、楽しさを経験していただく機会をつくります。 野洲川中流部（野洲市域）での活動 野洲市による「かわまちづくり」に向けて、落差工よりも下流側にて、住民参加の水辺利用の試行を実施できないか検討します。安全管理面を含め、実施できそうならば、小さな活動を行ってみたいと思います。 野洲川下流部（守山市域）での活動 これまでの活動成果を踏まえ、従来からつながりのある地元住民団体や、教育機関、住民グループへの支援を必要に応じて行います。地元住民団体が、初めて野洲川での行事を予定されていることからサポートします。また、河川敷に希少種（植物）があり、河道掘削に合わせ保全に向けた取り組みに住民に協力してもらえないか働きかけを行います。
<p>内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 野洲川上流部（栗東市域）での活動 R6 年 3 月の活動の結果を受けて、水辺利用活動の機会をもうけるか、もしくは、再度清掃活動のような機会をもうけるかを検討し、実施します。実施にあたっては、地域コミュニティセンターや、学校・園などにもアプローチし、栗東市役所とも連携して行います。 野洲川中流部（野洲市域）での活動 野洲市による「かわまちづくり」計画の予定地である北流側帯に隣接する県有地（林地）の整備・利用活動をされている住民からは、水辺に活動を広げたいという意向があるそうで、そうした住民ニーズも踏まえながら、将来的な水辺利用に向けて、具体的に実施できそうなアイデアがないか検討し、安全面を含め、実施できそうであれば、小さく活動してみることも想定し

	<p>ながら活動してみたいと思います。</p> <p>3. 野洲川下流部（守山市域）での活動 夏場に地元こども園や、住民グループによる水辺活動を支援します。 秋には、地元住民団体の行事が実施予定であり、初めてということもあり、どうなるか詳細不明ですが、必要なサポートを行いたいと思います。 11～12月ころには、河川敷の希少種（植物）の保全のための取り組みを住民に協力してもらい実施できたらと考えています。</p>												
対象	<p>1. 野洲川上流部（栗東市域）の住民、行政機関等 2. 野洲川中流部（野洲市域）の住民、行政機関等 3. 野洲川下流部（守山市域）の住民、行政機関等 4. 河川管理者</p>												
工程計画		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1. 野洲川上流部（栗東市域）		準備	水辺利用						準備	準備	清掃活動	まとめ
	2. 野洲川中流部（野洲市域）	準備	水辺利用検討				水辺利用試行						まとめ
	3. 野洲川下流部（守山市域）			川遊び	川遊び	川遊び	川遊び	地元団体行事	希少種保全	希少種保全			まとめ

(テーマ) 住民と行政がともに考える川づくり

氏名：水上 幸夫

作成日：2024年 3月6日

背景と昨年度の課題	<p>背景</p> <p>私は、川は住民の宝であり、できるだけ多くの人々に「川に関心を持ってもらい」「川に直接ふれてもらい」「川のことを自ら考えてもらう」等の行動をしてもらえるような「住民参加の川づくり」の取り組みを進めるべきだと思っている。そのためには、住民と行政（河川管理者）がともに考える川づくりを進めることが重要であると考えている。</p> <p>昨年度の課題</p> <p>2017～2023年度の6年間で行政（河川管理者）と住民がともに考える川づくりをテーマに進めてきたが「川のことを自ら考えてもらう」住民主体の川づくりの活動へ発展させる事が出来なかった。</p>
実施目的	<p>野洲川の河川環境を大切に、住民の主体のもと、住民・企業・行政と連携して、川を知り、川を活かした活力ある地域づくりの実現を図るため、川を軸にした地域活動としての「川づくり」の活動を行う。</p> <p>(ビジョン)</p> <ol style="list-style-type: none">① 野洲川が多くの人の活動場所となる。② 住民が川づくりに参加できるような仕組みができる。③ 住民と行政がともに考える川づくりの仕組みができる。④ 最終的には住民主体となった住民参加の川づくりが実現する。 <p>(ミッション)</p> <p>サブテーマとして2つのテーマで活動</p> <ol style="list-style-type: none">① 地域住民参加の川づくり② 企業参加の川づくり <p>◆ミッション達成のための具体的な川づくりのテーマ</p> <ol style="list-style-type: none">① 緑化・美化活動を軸とした環境改善（環境保全）② いろんな世代の人達が川にふれ親しむきっかけをつくる。（川の利用）③ 植生・水生生物の観察による学習・教育（川を知る）④ 水遊びで水にふれあい、川の恐ろしさを伝える（安全）⑤ 水害などから地域を守る（防災）⑥ 地域連携 地域・企業・行政と連携した川づくり（地域連携）
今年度の成果目標	<p>地域住民、企業が川づくりに主体的に参加できるような仕組みづくり（地域連携）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 野洲川河川清掃（環境保全） 2017年から実施してきた野洲川河川清掃活動を継続して進める 2024年度は引き続き「住民主体の川づくり」を目指して企画の段階から企業・住民の想いを聴き、住民が主体的に活動する仕組みづくりに向けた野洲川河川清掃を実施する。(2) 野洲川中洲親水公園（あめんぼう）の利用促進（利用） あめんぼうを皆さんに利用してもらうために住民の方々と連携して活動(3) 住民の声（想い）を聴き、届ける（地域連携） 野洲川に関する住民の声（想い）聴き、行政に届けるとともに記録として残し住民主体の川づくりに向けた取り組みに生かせるようにする。(4) 野洲川中流域、上流域での活動に向けて具体的な取り組みを始める。

内容	<p>地域住民、企業が川づくりに主体的に参加できるような仕組みづくり</p> <p>1. 企業、地域住民をつなぐ野洲川清掃活動</p> <p>野洲川河川清掃（夏季）</p> <p>1) 実施時期 令和5年6月</p> <p>2) 参加者・・・約50名予定 (1) ㈱レイマック、なかす野洲川たんけん隊、自治会 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容 (1) 野洲川河川清掃 (2) 河川清掃の実施範囲（予定） 天満大橋（1. OKP）～稲荷大橋（2. 4KP）</p> <p>野洲川河川清掃（秋季）</p> <p>1) 実施時期 令和5年10月中旬</p> <p>2) 参加者・・・約100名予定 (1) ㈱レイマック、なかす野洲川たんけん隊、立命館守山中学校、地域住民 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容</p> <p>第1部 (1) 野洲川河川清掃 (2) 河川清掃の実施範囲（予定） 天満大橋（1. OKP）～稲荷大橋（2. 4KP）</p> <p>第2部 中洲親水公園（あめんぼう）を利用したイベント（予定） (1) E ボートによる野洲川の探検 (2) 野洲川の生き物調査 (3) 防災カマドによる非常炊き出し体験</p> <p>2. 野洲川中流域、上流域での活動に向けた具体的な取り組み</p> <p>中流域（南流側帯・北流側帯付近）及び上流域の（野洲川運動公園（栗東市）付近）の2か所についてどのような活動ができるか関係者と調整を行い活動する。</p> <p>1) 中流域での活動（概要） 野洲川に関する住民の声（想い）聴き、行政に届けるとともに記録として残し住民参加の川づくりに向けた取り組みを行う。</p> <p>(1) 活動場所 野洲市 MIZUB ステーション</p> <p>(2) 活動内容 関係者との調整により決める</p> <p>(3) 参加対象 地域住民、行政</p> <p>2) 上流域での活動（概要）</p> <p>(1) 野洲川運動公園（栗東市）近隣の河川清掃 根木山レンジャーと連携して実施（予定）</p> <p>(2) 活動内容 河川清掃</p> <p>(3) 参加対象 地域住民・企業</p>
----	---

対象	企業、地域住民、立命館守山中学校、行政（琵琶湖河川事務所、守山市、野洲市、栗東市）												
工程計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	企業・地域住民が川づくりの主体的に参加できるよう仕組みづくり	中流域の活動について関係者と調整	野洲川河川清掃（夏季）について関係者と調整 中流域の活動について関係者と調整	野洲川河川清掃（夏季）活動実施	中流域の活動について関係者と調整	野洲川河川清掃（秋季）について関係者と調整	野洲川河川清掃（秋季）について関係者と調整	野洲川河川清掃（秋季）活動実施	野洲川中流域の活動に向けた取り組み。	野洲川中流域、の活動に向けた取り組み。	野洲川（上流域）河川清掃について関係者と調整	野洲川（上流域）河川清掃活動実施	次年度活動計画の打ち合わせ・調整 令和6年度の活動のとりまとめ

(テーマ) 川を守り育てる意識と行動を引き出す

氏 名：野村 祐美子

作成日：2024年 2月22日

背景と昨年度の課題	<p>瀬田川は多様な価値をもつ社会資本である。しかし、川が本来もっている価値を発揮するには、流域の住民がその価値について実感的に理解し、川を守り育てる意識をもって、自らの暮らし方を考えることが必要であろう。</p> <p>その思いから、昨年度のレンジャー活動（小学生親子対象：「瀬田川たんけんたい」）に取り組んだ。成果として、参加親子が川によさ（価値）に気づき、普段から川の様子を気にするようになったことが挙げられる。川での活動に楽しみを見いだし、進んでやってみようとする姿が増えてきた。</p> <p>課題としては、いろいろな価値を知ってほしいという主催者の願いから、それぞれの活動が単発になりがちだったことである。各回で子どもたちが気づいた瀬田川の良さを蓄積していく仕掛けを来年度はぜひ考えていきたい。また、子どもたちの瀬田川への思いをくみ取り、それを活動に組み入れる工夫も考えていきたい。</p>
実施目的	<p>(ビジョン)</p> <p>地域住民が瀬田川の価値と、川と自分との関わりを実感しながら、愛着を持って瀬田川を守り育てる暮らしをする姿を目ざす。</p> <p>(ミッション)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生親子を対象に、子どもたちが川によさ（価値）に気づき、愛着を持つ体験活動を行う（瀬田川たんけんたいの活動等）。 ・新しい使用教科書から川に関する内容や教材を整理する。
次年度の成果目標	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>地域資源の効果的な活用</p> <p>参加者が瀬田川の価値がより実感できる生かし方・伝え方・人材の活用を工夫する。積極的に地域に出向き、地元の方との信頼関係を深める。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもたちの学びがつながる「たんけんたい活動」 活動を重ねる毎に、子どもたちの川への意識が深まっていくよう、立ち返れる足跡を残していく。 2. 使用教科書の「川」に関する教材の整理 自然体験活動を推進する上での参考資料として活用できるものにする。 3. 瀬田川の良さを発見するワークショップの開催

内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「瀬田川たんけんたい」について 地域の資源を効果的に活用し、参加者が体験を通して瀬田川の良さを学べるようにする。 全5回の活動（案） <ul style="list-style-type: none"> (ア) E ポート体験・水辺の安全講座・瀬田川洗堰の役割講座 (イ) シジミ掻き漁体験…漁業と水管理 (ウ) 瀬田川の石観察……水の力・地質 (エ) 冬鳥の観察会……渡り鳥の飛来地としての瀬田川 (オ) まとめ
----	--

河川レンジャー制度運営委員会規約および 河川レンジャー活動要領の改正（案）について

1. 規約および活動要領の改正について	1
2. 河川レンジャー制度運営委員会規約（改正案）	3
3. 琵琶湖河川レンジャー活動要領（改正案）	6
4. 参考 第 70 回河川制度運営委員会資料再掲	10

1. 規約および活動要領の改正について

第70回河川レンジャー制度運営委員会（2023.11.14）において、琵琶湖河川レンジャー制度委員会規約（以下、規約）および河川レンジャー活動要領（以下、活動要領）の見直しについて、下記の内容を事務局より提案した。

（1）委員会の委員の任期について（規約）

提案内容：委員任期を「1年」から「2年」に変更

（2）琵琶湖河川レンジャーの任命年齢について

提案内容：現行では、活動要領には記載がなく、Web案内では任命は満20歳以上という表記になっているが、活動要領に成人（18歳）以上と記載する。

（3）淀川水系河川整備計画の見直しに伴う表現の修正

2. 第70回委員会における主な意見

前回の委員会の主な意見交換内容を以下に示す。

○河川レンジャー任命の年齢制限の明記について、成年以上でなければ謝金などを支払えないということなのか。

⇒△謝金自体について成年か未成年という部分で制限はない。これまで募集広報において「満20歳」と記載していた考え方としては、未成年ではなく成年を対象にしているとの事務局の理解である。成年に加えて未成年を含むことについては余地がある。

○淀川管内や他管内の河川レンジャー制度では年齢制限を設けているのか。

○年齢を規定した場合、意志を持った未成年が応募を希望した場合「制度上応募できない」となるのは残念である。特段の理由がないのであれば制限しない方向が良い。

○未成年でも多才でいろいろな発信をされている方も多い。河川事務所として可能性を摘み取りたいとは思っていない。一方で河川レンジャーは自らがプレーヤーではなく一歩引いてつなげていく役割としたときに、応募いただく方にはそういうことを理解した上で応募いただく必要がある。

○河川レンジャーは1人で活動することも多く、安全面も踏まえて成年の想定があったのかもしれない。もう一つ、この議論で活動要領を改正するのであれば、河川レンジャートライアルの方も拡大して間口を広くしておくという想定で連動して変えた方が良い。

特に「河川レンジャーの任命年齢」について、淀川水系の他の河川レンジャーの規約等を表に整理した。

表1 他河川における河川レンジャーの任命条件について

項目	各レンジャー活動の運営要領（原文）		
	淀川	木津上	猪名川
任命基準について	<p>（任命基準） 第20条 河川レンジャーは、第10条に規定する任命基準のほか、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。</p> <p>（1）満18歳以上満74歳以下の者であること。</p> <p>（2）講座の受講を修了し、プレゼンテーションを実施し、代表者会議から河川レンジャーとして推薦されている者であること。</p>	<p>（河川レンジャーの応募要件） 第11条 河川レンジャー応募者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>（1）木津川上流域で活動できる満18歳以上の者であること。</p> <p>（2）地域固有の情報や知識に興味や関心があること。</p> <p>（3）有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>（4）公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>（5）心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。</p> <p>（6）本運営要領(案)を遵守できること。</p>	<p>（任命条件） 第9条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる任命条件を満たす必要がある。</p> <p>一 成年。</p> <p>二 猪名川や河川レンジャーの活動等に積極的に取り組み、活動に係わる技能や知識の向上に必要な研究・研修に努める者。</p> <p>三 河川レンジャーの活動趣旨に賛同し、自らの意志と責任のもと、活動・参画に取り組む者。</p> <p>四 継続的に活動できる者。</p> <p>五 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動およびこれらに関し住民の疑惑や不信を招くような行為を行わない者。</p> <p>六 事務局等が実施する河川レンジャー講座に出席し、決められた「研修」等を受講した者。</p>
	<p>（淀川管内河川レンジャーの任命基準） 第10条 淀川管内河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。</p> <p>（1）地域固有の情報や知識に精通していること。</p> <p>（2）有能な淀川管内河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>（3）公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>（4）心身健全で淀川管内河川レンジャーとして活動を執行できること。</p> <p>（5）衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職（以下「公職」という。）にある者又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者でないこと。</p> <p>（6）淀川管内河川レンジャーの立場を利用して、宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。</p> <p>（7）これまでに淀川管内河川レンジャーとして任命され、試用期間および2回の再任期間を含めた合計5年間の活動期間を満了した者及び解任された者でないこと。</p> <p>（8）この運営要領を遵守できること。</p> <p>2 淀川管内河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>（1）解説、通訳、啓発に関する技術（インタープリテーション技術）</p> <p>（2）コーディネートに関する知識と技術</p> <p>（3）緊急時対応に関する知識</p> <p>（4）危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p> <p>（5）環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験</p> <p>（6）地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験</p> <p>（7）郷土史への精通</p> <p>（8）豊富な川や水に関する知識や実務経験</p> <p>（9）川の指導者（初・中・上級）としての経験</p> <p>（10）自然観察指導員の資格</p> <p>（11）救急・救命法受講の経験</p>	<p>2 河川レンジャー応募者は、前項各号に規定する要件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>（1）解説、通訳、啓発に関する技術（インタープリテーション技術）</p> <p>（2）コーディネートに関する知識と技術</p> <p>（3）緊急時対応に関する知識</p> <p>（4）危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p> <p>（5）環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験</p> <p>（6）地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験</p> <p>（7）郷土史への精通</p> <p>（8）川や水に関する豊富な知識や実務経験</p> <p>（9）川の指導者（初・中・上級）としての経験</p> <p>（10）自然観察指導員の資格</p> <p>（11）救急・救命法受講の経験</p>	

3. 河川レンジャー制度運営委員会規約（改正案）

河川レンジャー制度運営委員会規約（改正案）

令和3年8月に策定された淀川水系河川整備計画（変更）では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。河川レンジャー制度運営委員会（旧河川レンジャーアドバイザー委員会）は、琵琶湖河川レンジャーと連携し、琵琶湖河川事務所の積極的な支援に基づいてその制度を運営する。

（名称）

第1条 本委員会は「河川レンジャー制度運営委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、河川レンジャー制度の発展に寄与することを目的とし、その制度の運用の検討、琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の任用、河川レンジャーの活動等にかかる審査等を行う。

（委員の責務）

第3条 河川レンジャー制度運営委員会委員（以下「委員」という。）は、前条の目的に基づき河川レンジャー制度が適切に運用されるよう努めるものとする。

（審議事項）

第4条 委員会は、以下に掲げる項目に関して議決する。

- （1）河川レンジャーの任命及び解任
 - （2）河川レンジャー活動要領に関する事項
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項
2. 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討する。
- （1）河川レンジャー制度の運用に関する事項
 - （2）河川レンジャーの育成及び活動
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項

（組織等）

第5条 委員会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員会の構成委員については、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3名程度 |
| (2) 住民 | 5名程度 |
| (3) 行政関係者（河川管理者） | 2名程度 |

(任期)

第6条 委員の任期は委嘱された日から2年間とする。但し、再任を妨げない。

2. 委員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。

3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3. 委員会の議長は、委員長がつとめる。

4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(議事)

第9条 委員会の表決は出席委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 前項の場合においては、議長は委員として表決に加わることができない。

(委員会の公開)

第10条 委員会は公開を原則とし、その公開方法については委員会で定めるものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶(滋賀県大津市黒津4-2-2)内に置く。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、委員総数の過半数をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第13条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮ってこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月6日から施行する。

改正 平成20年1月18日

平成21年6月22日

平成22年1月20日

平成28年3月7日

令和6年3月6日

以上

4. 琵琶湖河川レンジャー活動要領（改正案）

琵琶湖河川レンジャー活動要領（改正案）

（趣旨）

第1条 この活動要領は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が管轄する区域及びその周辺において活動する琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という）の役割と活動要領について定めるものである。

（定義）

第2条 令和3年8月に策定された淀川水系河川整備計画（変更）では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域及びその周辺で行うものとする。

（責務）

第3条 河川レンジャーは、第2条に規定した活動を自発的に行う有識者であり、河川レンジャーの制度が適正に運用されるようにつとめるものとする。なお、河川レンジャーの活動は、個人や特定の団体の活動と区別されなければならない。

（活動拠点）

第4条 河川レンジャーの活動拠点は、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶（滋賀県大津市黒津4-2-2）とする。

（任命及び解任）

第5条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

（1）河川レンジャー制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査を経て、同委員会から任命されること。

（2）「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」を遵守すること。

（3）成年であること。

2 河川レンジャーがやむを得ない理由により、辞任を申し出た時は、運営委員会はこれを審議して解任することができる。

3 第10条に定める年度報告の審査の結果、活動内容の妥当性が認められなかった場合には、運営委員会は河川レンジャーを解任することができる。

4 次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する時は、運営委員会はこれを審議

して河川レンジャーを解任するものとする。

- (1) 河川レンジャー制度の信頼を著しく失墜する行為をおこなったとき。
- (2) 活動の意志がないと認められるとき。
- (3) 公序良俗に反する行為があったとき。
- (4) 心身故障のため、活動の執行に堪えないとき。
- (5) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動を行ったとき。
- (6) 法令に違反する行為があったとき。
- (7) その他本活動要領に違反したとき。

(活動休止及び再開)

第6条 河川レンジャーがやむを得ない理由により、長期間にわたり活動を休止する場合、または活動を再開する場合は、運営委員会の承認を得るものとする。

(任期)

第7条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(活動支援)

第8条 河川レンジャーの活動を支援するために、河川レンジャー活動支援室（以下「支援室」という）をウォーターステーション琵琶内におく。

- 2 レンジャーの活動を適正かつ円滑にするために、支援室に河川レンジャーマネージャー（以下「マネージャー」という。）をおく。
- 3 運営委員会は、支援室職員の中からマネージャーを任命し、第5項の任務が適正に行われているかを審査する。
- 4 マネージャーの任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 マネージャーの任務は、運営委員会が下記に定める。
 - (1) 河川レンジャーミーティング（以下「ミーティング」という。）等の河川レンジャーが主体となる各種会議、活動行事等の日程調整
 - (2) ミーティングの司会・進行、議事録作成
 - (3) 河川レンジャーが運営委員会に提出する活動計画書や活動報告の作成、その他活動の実施にあたっての助言等
 - (4) 河川レンジャー活動成果のとりまとめとその広報
 - (5) 河川での様々な住民及び行政の活動に関する各種情報を河川レンジャーへ提供
 - (6) 運営委員会に対する河川レンジャーからの河川レンジャー活動に関する要望、および河川レンジャー制度に関する意見具申の内容整理と手続きを行う。
 - (7) 河川レンジャーの活動に対するマスメディア等からの取材受付

(8) その他レンジャー活動の支援に関する事項

第9条 河川レンジャーの活動を継続的に実施するため、河川レンジャーの中に河川レンジャーチーフを置くことができる。

- 2 河川レンジャーチーフは、河川レンジャーとしての経験等を考慮して運営委員会が任命する。
- 3 河川レンジャーチーフの任期は、任命された日から河川レンジャーの任期終了までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 河川レンジャーチーフに任務は、運営委員会が下記に定める。
 - (1) 琵琶湖河川レンジャーのまとめ役として各主体との連絡・調整
 - (2) 河川レンジャーの方向性の確認
 - (3) 退任する河川レンジャーの情報の引継ぎ
 - (4) その他河川レンジャーの活動の継続性を持たせるための活動
- 5 河川レンジャーチーフに任命された河川レンジャーの活動計画及び活動報告には前項の内容を含むものとする。

(活動計画)

第10条 河川レンジャーは、任命後速やかに任期内の活動計画を作成し、運営委員会の承認を得て活動を行うものとする。なお、活動計画を大きく変更するときは、速やかに計画変更書を運営委員会に提出し、同委員会の承認を得なければならない。

(活動報告)

- 第11条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果を運営委員会に報告し、承認を得るものとする。
- 2 河川レンジャーは、第1項の活動報告を原則として毎月提出するものとする。
 - 3 河川レンジャーは、任期中の各年度末に、当該年度活動内容の報告を運営委員会に対して行い、活動内容の審査を受けるものとする。

(研修)

第12条 河川レンジャーは、運営委員会に対して、活動資質を高めるための研修講座の開講を要請することができるものとする。

(謝金等)

- 第13条 河川レンジャーへの謝金は月払いとし、適正な活動内容に対して支給するものとする。
- 2 河川レンジャーの活動及びその報告に要する経費は謝金の中に含まれるものとする。なお、活動報告に要する交通費は別途支給するものとする。

3 河川レンジャーの謝金額は別途定める。

(保険の加入)

第14条 運営委員会は、河川レンジャーが、活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、傷害保険等に参加する。

2 前項の保険への加入及び保険履行等の手続きは、レンジャー活動支援室がこれを行う。

(活動要領の改正)

第15条 本活動要領の改正は、運営委員会規約第4条第2項に基づいてこれを行うものとする。

附則

この活動要領は、平成22年4月1日から施行する。

改正 平成27年3月10日

改正 令和6年3月6日

以上

5. 参考 第70回河川制度運営委員会資料再掲

令和3年度に淀川水系河川整備計画の見直しが行われた。その中で淀川水系の河川レンジャー制度については、実績を踏まえた文言に訂正が行われている。しかしながら、従来と同様に重要性が位置付けられている(図-1)。今回は琵琶湖河川レンジャーの制度の運営をスムーズにするため、河川レンジャー制度運営会議の“規約”および河川レンジャーの“活動要領”の一部を見直すこととする。

表-1に現行の「河川レンジャー制度運営委員会規約」と見直し案の箇所の比較を、表-2に現行の「河川レンジャー活動要領」と見直し案箇所の比較を示す。

淀川水系河川整備計画(抜粋)

H2 1 整備計画

3) 河川レンジャーの充実

河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。(写真4.1.2-2、図4.1.2-2)

将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、遊水スイスイ館、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管



写真 4.1.2-2 河川レンジャー活動



図 4.1.2-2 河川レンジャー関係図

R3 整備計画

4) 河川レンジャーの充実

河川レンジャー制度は平成15年より取組を開始しており、河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。河川にかかる環境・防災学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動等を実施する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る(写真4.1.2-2、図4.1.2-2)。

河川レンジャーは、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となっている。

河川レンジャーの活動拠点として、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター(さくらであい館等)、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、上野遊水地集中管理センター資料室、中央流域センター、点野流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。



写真 4.1.2-2 河川レンジャー活動 (平成30年5月)



図 4.1.2-2 河川レンジャー関係図

図-1 淀川水系河川整備計画 平成21年度版と令和3年度版の比較

表-1 河川レンジャー制度運営委員会規約の改正（案）

河川レンジャー制度運営委員会規約(原文)			条文の改正(案)	改正理由	
条	項	条名	条文		
—	—	前文	平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。 琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。河川レンジャー制度運営委員会(旧河川レンジャーアドバイザー委員会)は、琵琶湖河川レンジャーと連携し、琵琶湖河川事務所の積極的な支援に基づいてその制度を運営する。	令和3年8月に策定された淀川水系河川整備計画(変更)では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。 琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。河川レンジャー制度運営委員会(旧河川レンジャーアドバイザー委員会)は、琵琶湖河川レンジャーと連携し、琵琶湖河川事務所の積極的な支援に基づいてその制度を運営する。	淀川水系河川整備計画が変更されたため
6	1	任期	委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。	委員の任期は委嘱された日から2年間とする。但し、再任を妨げない。	河川レンジャーの任期は任命された日から当該翌年度の3月31日までであり、委員の任期についても同等以上の期間とすることで、同一委員から継続的に指導・助言を受けられる期間を確保し、河川レンジャー活動の充実を図るため 【参考】他事務所における委員の任期 淀川河川事務所:委嘱日から2年 猪名川河川事務所:委嘱日から2年 木津川上流河川事務所:委嘱日から当該年度の3月31日まで

表-2 琵琶湖河川レンジャー活動要領の改正（案）

琵琶湖河川レンジャー活動要領(原文)			条文の改正(案)	改正理由	
条	項	条名	条文		
2	—	定義	平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。 琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域及びその周辺で行うものとする。	令和3年8月に策定された淀川水系河川整備計画(変更)では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。 琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域及びその周辺で行うものとする。	淀川水系河川整備計画が変更されたため
5	1	任命及び解任	河川レンジャーは、河川レンジャー制度運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審査を経て、同委員会から任命されるものとする。	河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。 (1)河川レンジャー制度運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審査を経て、同委員会から任命されること。 (2)「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」を遵守すること。 (3)成年であること。	■従来、応募時点において事務局から河川レンジャーに対して「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」についての確実な理解を図っているため ■現在、河川レンジャーの応募資格は成年を想定し「年齢が満20歳以上の方(応募時点)」と定めており(河川レンジャーホームページ及び募集チラシに記載)、令和4年4月の民法改正により成年年齢が引下げられたため

琵琶湖河川レンジャー レポート

川を守り育てる意識と行動を引き出す。



河川事務所より瀬田川洗堰と水管理の説明をしていただきました



開講の挨拶をする野村河川レンジャー



Eボートをみんなで準備



瀬田川に出航！



大石コミュニティセンターで学習



瀬田川の石について学ぶ



瀬田川がつくった石の造形美



野村
河川レンジャー

【瀬田川たんけんたい】開講

野村河川レンジャーが、地域の瀬田川を学ぶ活動を始めました。川を知り、川に愛着を持ち、川について語れる子どもたちを育てたいという思いから、「瀬田川たんけんたい」と名付けた年間通した講座を企画して、小学生とその保護者10組程度を募り、瀬田川や琵琶湖の水の管理、瀬田川の石、瀬田川の漁業、野鳥などを現地体験をしながら共に学んでいく活動です。

『野村河川レンジャーより』
第1回目は7月29日に瀬田川の洗堰や水の管理のことを河川事務所から学んだり、Eボートに乗って瀬田川の風や匂いを感じるという体験をしました。第2回目は9月30日に開催し、鹿跳溪谷の下流の大石地区において、瀬田川の石や地形を学ぶという活動を行いました。
今年度は5回の活動を予定しています。この活動を通して瀬田川を愛する子どもたちが育つことを期待しています。

河川レンジャー
活動支援室
2024年1月発行
VOL. 51

活動拠点 (問い合わせ先)

水のめぐみ館 ウォーターステーション琵琶内 河川レンジャー活動支援室
〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-2-2 TEL077-536-3520 FAX077-536-3530
E-mail: r-manager@water-station.jp URL: https://www.water-station.jp/ranger
FB: https://www.facebook.com/BiwakoRanger

フェイスブックで活動を広報しています！
琵琶湖河川レンジャーFacebookページ
https://www.facebook.com/BiwakoRanger/

「また来たくなる瀬田川」 の環境づくりのお手伝い



西島
河川レンジャー

【瀬田川の清掃活動の実施】

瀬田川を利用する方々にとって、安全で綺麗な瀬田川を維持することをめざして、西島河川レンジャーが、10月14日に清掃活動を実施しました。初めての主催でしたが、トラブルやけが人も無く、無事に終えることができました。

『西島河川レンジャーより』

X（エックスII旧ツイッター）を活用して、16名の方にご参加いただきました。活動は瀬田の唐橋公園に集合し、上下流に1キロメートルほど歩いていただきながらごみを拾いました。回収ゴミは30リットルのゴミ袋17袋分の成果でした。清掃をしていると、「ありがとう、どこの団体ですか？」とお声掛けいただく事が多かったです。



唐橋公園での収集ゴミの整理



参加者との記念撮影



瀬田川左岸のごみ清掃活動

野洲川「川あそび」 の支援活動



根木山
河川レンジャー

【「やすたん」の支援】

なかず野洲川たんけん隊（通称「やすたん」）が今年の夏休みも野洲川で川遊びを行うため、根木山河川レンジャーが支援しました。

『根木山河川レンジャーより』

8月と9月の計2回行われた企画では延べ137名の参加がありました。野洲川でライフジャケットをつけてぶかぶか浮かんたり、水際でガサガサしたり、泳ぎまくったりと思いきいの川でやりたいことをやって楽しみました。「やすたん」昨年度から準備してきたヨシ船の試乗もありました。



野洲川での川遊び



広い河原と遠浅の水辺は恰好の遊び場です



ヨシ船を漕いでみた

琵琶湖河川レンジャー&レンジャートライアル募集中！

QRコードから
アクセスしてみね



河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

■河川レンジャー活動の「理念」

河川は、昔から住民の生活や生業と深い関係にあり、人々は日常的に川に触れ、遊び、恵みを得てきました。またその一方で、河川の氾濫等により、大きな被害を繰り返し受けてきた歴史もあります。

高度経済成長の大変動の中で、人々は、より便利で、安全で、効率の高い方法で、生活の向上、産業の発展を求めようになり、いつしか人々は、河川に背を向け、その整備や維持管理は専ら行政によるものとして認識されるようになりました。

しかし、河川整備計画に示されているように、本来、河川は貴重な自然環境や地域固有の風土・文化などを育む地域の財産であり、ともに守り育てていくことが求められます。

そのために今必要なこと、それは、住民自身が河川を守り育てていく「主人公」であるという意識を育み、河川の豊かさを実感しながら、新たな川づくりに主体的に携わっていくことです。そして、住民と住民がつながり、行政とも連携しながら、川づくり、湖づくりにともに取り組んでいくことが期待されます。

琵琶湖河川レンジャーは、こうした河川を取り巻く状況の中で、顕在化している課題だけでなく、将来を展望し、潜在している課題にも着目しながら、川づくりに対する住民の意識を喚起し、住民自身による活動を引き出し、住民と住民、住民と行政の協働の関係づくりをコーディネートする役割を担います。そのため、様々な立場の住民とのコミュニケーションや、住民活動への助言やサポート、住民と行政との協働による河川管理のあり方に関する提言などを積極的に行っていきます。

その結果、河川を愛し、守り、触れ親しむ人や、災害や事故などに対して自律的に対処できる人を増やし、かつてのような人々と河川との豊かな関係を再構築していきます。

■河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」

○長期的な視野、幅広い視点、そして大きな志を持って活動に臨む

○固定観念にとらわれない柔軟な発想で活動テーマを定める

○定めたミッションの達成に向けて、住民と向き合い着実に進めていく

○主役はレンジャーではなく、住民自身であるという認識に立って取り組む

○独立性を保ち、自らの立場を明らかにして活動する

○継続性のある活動、受け継がれる活動に取り組む

○活動に必要な知識やスキルを日々向上させる努力を行う

■住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」

聴く・認識する

- ・多角的な意見、視点があることを理解・認識する
- ・住民との信頼関係を築き、本音を聴く
- ・普段川との接点がない人の声も聴く
- ・住民、行政それぞれの課題を認識する

呼びかける

- ・多世代が、川に触れ親しむきっかけをつくる
- ・子どもたちと川に関わる人々と出会いの場をつくる
- ・地域における住民の果たすべき役割を理解した上で、伝達や働きかけを行う

伝える

- ・河川レンジャーの役割・活動を分かりやすく発信する
- ・集めた情報は集めた場所にフィードバックする
- ・暮らしと川との関わりを“見える化”する
- ・地域の協働による活動の成果を地域内外に知らせる
- ・住民と行政の取り組みをそれぞれに分かりやすく伝える

引き出す

提案する

- ・住民自ら地域の声を聴き、問題を見つけ、地域の課題に取り組む意識を育てる
- ・住民による主体的な活動の立上げ、構築を支援する

- ・川づくりへの住民の参加・協働による取り組みを働きかける
- ・住民の思いや取り組みを背景に、行政に対して積極的に提案する

つなぐ

- ・立場や思いの異なる住民どうしをつなぐ
- ・相反する意見をつきあわせる
- ・連携可能な活動や主体(官・民)をつなぐ
- ・派生するつながりも敏感に取り入れ活かす

■活動テーマ設定に際しての「視点事例」

○川から遠ざかっている子ども、住民に対する関心の喚起

○川の自然的価値、歴史・文化的価値の再発見

○住民の昔からの暮らしの中で培われてきた環境維持技術の掘り起こし(好循環型社会の再構築)

○外来種による生態系や文化・社会への影響

○水防災への関心の喚起

○顕在化している住民ニーズへの取り組み。
【河川管理者に寄せられた住民ニーズ(別紙参照)】

○潜在化している住民ニーズを把握する取り組み。

河川レンジャー活動の理念・あるべき姿の位置づけ

「河川レンジャー」については、淀川水系河川整備計画で提起され、琵琶湖河川事務所管内では、平成18年度に「河川レンジャー制度」が制度化された。それ以降、当制度に基づく河川レンジャー活動が展開されてきたが、平成24年度に、今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について、ワーキングによるレビューに基づき答申が行われた。ここに示す、「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」は、当答申に基づいて明文化するものである。

■淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)

河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて活動の充実を図る。将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。

■河川レンジャー制度(現状)

○河川レンジャー制度運営委員会規約

・前文(抜粋)

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

- ・名称、目的、委員の責務、審議事項、組織等、任期、委員長・副委員長、委員会、議事、委員会の公開、事務局、規約の改正、雑則

○琵琶湖河川レンジャー活動要領

- ・趣旨、定義、責務、活動拠点、任命及び解任、活動休止及び再開、任期、活動支援、活動計画、活動報告、研修、謝金等、保険の加入、活動要領の改正

■河川レンジャー制度運営委員会 委員会レビューワーキング

「今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について(答申・抜粋)」

(1)河川レンジャーのあるべき姿

イ)河川レンジャー活動のあるべき原点は、住民の河川との生活の関わりの中から醸成されてきた住民の真の知恵を聴取し、この住民意見を新たな川づくりの河川整備に反映されるように努め大きな志を抱くことにあるということを目指す。

ロ)「つなぐ」という言葉には、二つの本質的な意味がある。一つは、河川に関わる住民の真の意見を聴取するための、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」である。河川レンジャーは、この「つなぐ」を達成するために、住民の意見を極めて公平に掘り下げて聴取できるよう、なんびとの利益行動にも左右されずに日常から思想と信条に関する倫理獲得に努め、住民個人あるいは住民組織と接していかなければならない。二つめは、河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」である。すなわち、河川レンジャーからの住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」結果の河川管理者への報告過程である。河川管理者は、河川整備を行うにあたって、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」と河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」の二つの「つなぐ」を施策に十分に生かし反映させなければならない。

ハ) 河川レンジャー活動の理念、あるべき姿を明文化し、委員会委員ならびに河川レンジャーが活動目的の本質を認識して、これの共有を図る。

(2)河川レンジャーの育成

- イ)開催講座の継続的開催
- ロ)相互理解を図るための交流の場

(3)河川レンジャー活動成果の評価

- イ) 委員会が河川レンジャー制度の理念、目標を明確に提示できるという前提で、河川レンジャーの個別の活動について、その理念、目標の達成度を評価する。
- ロ)河川レンジャー活動総体としての全体評価

(4)委員会の果たすべき役割

- イ)委員会委員の関与
- ロ)委員会及び委員の役割
- ハ)河川レンジャーと委員とのコミュニケーション

■河川レンジャー制度(今後)

○河川レンジャー制度運営委員会規約(前文(抜粋))

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

○河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

河川レンジャー活動の「理念」及び河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」活動テーマ設定の「視点事例」

※河川レンジャーの理念・あるべき姿の文章作成に基づいて、河川レンジャー制度運営委員会規約の改正が必要との判断はしない

※河川レンジャー活動の評価制度に関しては、河川レンジャー制度の理念・目標の明示がなされることによって、河川レンジャー個別活動評価について委員会にて検討する

※住民から寄せられたニーズに変化があった場合、河川管理者は、住民と行政との連携・協働がより積極的に取り組まれるよう制度運営委員会に報告し、制度運営委員会は、河川レンジャーの個別活動の評価、継続審査、任命審査に利活用するものとする。

河川レンジャー制度運営委員会規約

平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。河川レンジャー制度運営委員会（旧河川レンジャーアドバイザー委員会）は、琵琶湖河川レンジャーと連携し、琵琶湖河川事務所の積極的な支援に基づいてその制度を運営する。

（名称）

第1条 本委員会は「河川レンジャー制度運営委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、河川レンジャー制度の発展に寄与することを目的とし、その制度の運用の検討、琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の任用、河川レンジャーの活動等にかかる審査等を行う。

（委員の責務）

第3条 河川レンジャー制度運営委員会委員（以下「委員」という。）は、前条の目的に基づき河川レンジャー制度が適切に運用されるよう努めるものとする。

（審議事項）

第4条 委員会は、以下に掲げる項目に関して議決する。

- （1）河川レンジャーの任命及び解任
 - （2）河川レンジャー活動要領に関する事項
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項
2. 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討する。
- （1）河川レンジャー制度の運用に関する事項
 - （2）河川レンジャーの育成及び活動
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項

(組織等)

第5条 委員会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員会の構成委員については、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3名程度 |
| (2) 住民 | 5名程度 |
| (3) 行政関係者(河川管理者) | 2名程度 |

(任期)

第6条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2. 委員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員会の議長は、委員長がつとめる。
4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(議事)

第9条 委員会の表決は出席委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 前項の場合においては、議長は委員として表決に加わることができない。

(委員会の公開)

第10条 委員会は公開を原則とし、その公開方法については委員会で定めるものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶(滋賀県大津市黒津4-2-2)内に置く。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、委員総数の過半数をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第13条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮ってこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月6日から施行する。

改正 平成20年1月18日

平成21年6月22日

平成22年1月20日

平成28年3月7日

琵琶湖河川レンジャー活動要領

（趣旨）

第1条 この活動要領は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が管轄する区域及びその周辺において活動する琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という）の役割と活動要領について定めるものである。

（定義）

第2条 平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域及びその周辺で行うものとする。

（責務）

第3条 河川レンジャーは、第2条に規定した活動を自発的に行う有識者であり、河川レンジャーの制度が適正に運用されるようにつとめるものとする。なお、河川レンジャーの活動は、個人や特定の団体の活動と区別されなければならない。

（活動拠点）

第4条 河川レンジャーの活動拠点は、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶（滋賀県大津市黒津4-2-2）とする。

（任命及び解任）

第5条 河川レンジャーは、河川レンジャー制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査を経て、同委員会から任命されるものとする。

- 2 河川レンジャーがやむを得ない理由により、辞任を申し出た時は、運営委員会はこれを審議して解任することができる。
- 3 第10条に定める年度報告の審査の結果、活動内容の妥当性が認められなかった場合には、運営委員会は河川レンジャーを解任することができる。
- 4 次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する時は、運営委員会はこれを審議して河川レンジャーを解任するものとする。
 - (1) 河川レンジャー制度の信頼を著しく失墜する行為をおこなったとき。
 - (2) 活動の意志がないと認められるとき。
 - (3) 公序良俗に反する行為があったとき。
 - (4) 心身故障のため、活動の執行に堪えないとき。
 - (5) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動を行ったとき。
 - (6) 法令に違反する行為があったとき。
 - (7) その他本活動要領に違反したとき。

(活動休止及び再開)

第6条 河川レンジャーがやむを得ない理由により、長期間にわたり活動を休止する場合、または活動を再開する場合は、運営委員会の承認を得るものとする。

(任期)

第7条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(活動支援)

第8条 河川レンジャーの活動を支援するために、河川レンジャー活動支援室（以下「支援室」という。）をウォーターステーション琵琶内におく。

2 レンジャーの活動を適正かつ円滑にするために、支援室に河川レンジャーマネージャー（以下「マネージャー」という。）をおく。

3 運営委員会は、支援室職員の中からマネージャーを任命し、第5項の任務が適正に行われているかを審査する。

4 マネージャーの任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。

5 マネージャーの任務は、運営委員会が下記に定める。

(1) 河川レンジャーミーティング（以下「ミーティング」という。）等の河川レンジャーが主体となる各種会議、活動行事等の日程調整

(2) ミーティングの司会・進行、議事録作成

(3) 河川レンジャーが運営委員会に提出する活動計画書や活動報告の作成、その他活動の実施にあたっての助言等

(4) 河川レンジャー活動成果のとりまとめとその広報

(5) 河川での様々な住民及び行政の活動に関する各種情報を河川レンジャーへ提供

(6) 運営委員会に対する河川レンジャーからの河川レンジャー活動に関する要望、および河川レンジャー制度に関する意見具申の内容整理と手続きを行う。

(7) 河川レンジャーの活動に対するマスメディア等からの取材受付

(8) その他レンジャー活動の支援に関する事項

第9条 河川レンジャーの活動を継続的に実施するため、河川レンジャーの中に河川レンジャーチーフを置くことができる。

2 河川レンジャーチーフは、河川レンジャーとしての経験等を考慮して運営委員会が任命する。

3 河川レンジャーチーフの任期は、任命された日から河川レンジャーの任期終了までとする。ただし、再任は妨げない。

4 河川レンジャーチーフに任務は、運営委員会が下記に定める。

(1) 琵琶湖河川レンジャーのまとめ役として各主体との連絡・調整

(2) 河川レンジャーの方向性の確認

(3) 退任する河川レンジャーの情報の引継ぎ

(4) その他河川レンジャーの活動の継続性を持たせるための活動

- 5 河川レンジャーチーフに任命された河川レンジャーの活動計画及び活動報告には前項の内容を含むものとする。

(活動計画)

第10条 河川レンジャーは、任命後速やかに任期内の活動計画を作成し、運営委員会の承認を得て活動を行うものとする。なお、活動計画を大きく変更するときは、速やかに計画変更書を運営委員会に提出し、同委員会の承認を得なければならない。

(活動報告)

第11条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果を運営委員会に報告し、承認を得るものとする。

2 河川レンジャーは、第1項の活動報告を原則として毎月提出するものとする。

3 河川レンジャーは、任期中の各年度末に、当該年度活動内容の報告を運営委員会に対して行い、活動内容の審査を受けるものとする。

(研修)

第12条 河川レンジャーは、運営委員会に対して、活動資質を高めるための研修講座の開催を要請することができるものとする。

(謝金等)

第13条 河川レンジャーへの謝金は月払いとし、適正な活動内容に対して支給するものとする。

2 河川レンジャーの活動及びその報告に要する経費は謝金の中に含まれるものとする。なお、活動報告に要する交通費は別途支給するものとする。

3 河川レンジャーの謝金額は別途定める。

(保険の加入)

第14条 運営委員会は、河川レンジャーが、活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、傷害保険等に加入する。

2 前項の保険への加入及び保険履行等の手続きは、レンジャー活動支援室がこれを行う。

(活動要領の改正)

第15条 本活動要領の改正は、運営委員会規約第4条第2項に基づいてこれを行うものとする。

附則

この活動要領は、平成22年4月1日から施行する。

改正 平成27年3月10日

河川レンジャートライアル 基本ルール

（趣旨）

この基本ルールは、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が設ける「河川レンジャー制度」において、河川レンジャーの確保を目的とし試行する「河川レンジャートライアル」に適用し、次期レンジャー候補者・希望者が体験する場として河川レンジャー活動の補佐をする場合の基本的なルールを示すものである。

（名称）

この試行を「河川レンジャートライアル」と称し、トライアルを行う個人には、呼称を付さない。

（責務）

トライアルにおいて活動する者は、特定の責務を負わないが、この試行の意義を理解の上、良識的な行動を行うものとする。

（活動範囲）

トライアルにおいて活動する者の活動範囲は、琵琶湖河川レンジャーの活動範囲に準ずる。

（登録）

河川レンジャー活動の補佐をする「河川レンジャートライアル」でレンジャー活動の体験を希望する者は、登録様式に記入し提出・申し込みを行う。

（申込）

申込は、河川レンジャーマネージャーが対面で受け取り、河川レンジャーについての一通りの説明を行い、申込者が趣旨を理解していることを確認する。受け取った際の所見を、マネージャーは、様式内の所見欄に記入する。提出された申込書は、河川レンジャー制度運営委員会に回覧する。

（活動内容）

マネージャー及び河川レンジャー（注1）により、トライアル内容を決定し、実施する。

（活動支援）

河川レンジャー活動支援室（マネージャー）と河川レンジャーは、連携して、トライアルにおいて活動する者の、河川レンジャーとしての素養を獲得していく経過を支援する。

（登録の抹消）

トライアルにおいて活動する者が、トライアルの趣旨に反して著しく不適切な行動を取った場合は、委員会が登録抹消権を持つ。

（活動休止及び再開）

トライアルを行う期間において、都合により活動を休止する者は、マネージャーへ届けを提出する。また、再開する場合も、同様に行う。

（登録期間）

登録期間は半年毎に更新可能とし、最長2年とする。

(活動報告)

トライアルにおいて活動する者は、毎回の参加記録を所定の様式に記入し提出すること、および3カ月毎に感想文を提出することとする。

(交通費の支払い)

上記の参加記録に記載される内訳に従い、確認の上、活動に伴う交通費の支払いを行う。
精算の 様式は別途定める。

(保険の加入)

委員会は、トライアルにおいて活動する者へのイベント保険を各活動ごとにかかるものとする。
その事務手続きは河川レンジャー活動支援室が行う。

以上